

## 福祉教育常任委員会及び予算審査特別委員会（第二分科会）

平成26年3月12日（水曜日）午前10時開会

### 出席委員（6名）

委員長	鈴木紀君	副委員長	大野恭男君
委員	相馬剛君	委員	齊藤誠之君
委員	櫻田貴久君	委員	金子哲也君

### 欠席委員（1名）

委員 高久好一君

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

保健福祉部長	人見寛敏君	社会福祉課長	松江孝一郎君
社会福祉課長 補佐	塩水香代子君	社会福祉係長	田野実君
障害福祉係長	増淵剛君	保護係長	松本仁一君
子ども課長	赤井清宏君	保育係長	北村議徳君
保育係主査 （係長級）	菊地直路君	児童家庭係長	松本裕之君
高齢福祉課長	会田裕司君	高齢福祉課長 補佐兼介護管 理係長	荒川順子君
高齢福祉係長	高塩浩幸君	介護認定係長	室井富美子君
国保年金課長	藤田恵子君	国保年金課長 補佐兼国保年 金係長	池澤直実君
国保年金課 副主幹	菊地淳子君	医療給付係長	星すみ枝君
健康増進課長	柳崎修造君	健康増進課長 補佐兼健康増 進係長	織田智富君
市民課長	鈴木秀男君	市民課長補佐 兼戸籍係長	川崎幸子君
市民係長	戸山みどり君		

### 出席議会事務局職員

議事課長補佐  
兼議事調査  
係長

石 塚 昌 章 君

## 議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

### 〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長挨拶

### 〔社会福祉課〕

#### 常任委員会審査

- ・議案第22号 那須塩原市地域活動支援センター利用判定委員会条例の制定について

#### 予算審査

- ・議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算

### 〔子ども課〕

#### 常任委員会審査

- ・議案第19号 那須塩原市発達支援保育審査会条例の制定について
- ・議案第20号 那須塩原市立保育園民営化に係る移管先候補者評価委員会条例の制定について
- ・議案第23号 那須塩原市子どもの権利条例の制定について
- ・議案第35号 財産の無償譲渡について

#### 予算審査

- ・議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算

### 〔高齢福祉課〕

#### 常任委員会審査

- ・議案第21号 那須塩原市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
- ・議案第34号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について

#### 予算審査

- ・議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第12号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計予算

### 〔国保年金課〕

#### 常任委員会審査

- ・議案第28号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

#### 予算審査

- ・議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第10号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

- ・議案第 11 号 平成 26 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

〔健康増進課〕

予算審査

- ・議案第 9 号 平成 26 年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 10 号 平成 26 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

〔市民課〕

予算審査

- ・議案第 9 号 平成 26 年度那須塩原市一般会計予算

4. その他

5. 閉 会

開会 午前 9時58分

開会及び開議の宣告

鈴木委員長 皆さん、改めましておはようございます。

ことは例年になく大雪ということで、大変な季節を来たわけでありますけれども、間もなく彼岸ということで、楽しみに暖かい日を待ち望んでいきたいと、そのように思いますので、よろしくおもしろいと思います。

それでは、今定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。

審査は、各担当課ごとに行い、それぞれ常任委員会審査、予算審査特別委員会第2分科会の順に審査をいたします。審査の日程は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

なお、本日の出席委員は6名であります。高久好一委員から欠席の届けが出ておりますので、よろしくおもしろいと思います。

それでは、本日12日は保健福祉部の審査とし、教育部は13日といたします。

今定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例案件12件、その他の案件1件、請願1件、陳情1件でございます。

また、当予算審査特別委員会第2分科会に付託された案件は、一般会計及び特別会計の予算案4件でございます。

各委員には、慎重の上にも自由闊達な審査をお願いするとともに、円滑な進行にもご協力くださいますようお願いをいたします。

それでは、審査事項に入ります。

保健福祉部の審査 午前10時01分

鈴木委員長 保健福祉部の皆さん、改めましておはようございます。

それでは初めに、人見保健福祉部長からご挨拶をいただきたいと思います。

人見保健福祉部長 (挨拶。)

鈴木委員長 ありがとうございます。

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、社会福祉課所管の常任委員会審査を行います。

社会福祉課の皆様申し上げます。

議案等の内容説明につきましては、簡潔明瞭をお願いを申し上げたいと思います。

それでは、議案第22号 那須塩原市地域活動支援センター利用判定委員会条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

松江社会福祉課長 (議案第22号 那須塩原市地域活動支援センター利用判定委員会条例の制定についての説明)

鈴木委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

櫻田委員 それじゃ、1点だけお伺いしますが、那須塩原市地域活動支援センターの現在の利用状況をお願いします。

鈴木委員長 課長。

松江社会福祉課長 現在、定員が19名ということになってございますけれども、利用者が16名通っております。就労支援ということで、就労とか木工の作業を、仕事をなされている。それから、

生活支援ということで療育訓練、あるいは調理実習、買い物実習、そのような活動をされております。

以上でございます。

櫻田委員 了解しました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ないです」と言う人あり〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ありますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第22号 那須塩原市地域活動支援センター利用判定委員会条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第22号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算審査特別委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

松江社会福祉課長 （議案第9号 平成26年度那

須塩原市一般会計予算についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

櫻田委員 まず最初にお聞きしたいんですが、本市としては、ことし、来年にかけて、まあ、ことしでいいんですけども、とりあえず法定雇用はクリアしてはいたしたか。

鈴木委員長 課長。

松江社会福祉課長 本市と申しますと、那須塩原市役所の職員の法定雇用ということでよろしゅうございますか。

櫻田委員 はい、結構です。

松江社会福祉課長 クリアしたというふうに聞いてございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それじゃ、ちょっと53ページの心の里について聞きたいんですが、これは平成26年から工事に入って、事業計画はいつ完成するかとか、そういったものをちょっとお知らせしてもらえればと思うんですが。

鈴木委員長 はい。

増渕障害福祉係長 先ほどの課長のご説明の中で国庫補助の話が出ております。こちらの交付決定の時期が正確にまだわかりません。25年度で言うと7月が交付決定ということでしたので、今年度についてはもうちょっと早いだらうというふうなお話は県からいただいています。

一応、想定としまして、5月に交付決定をいただいた後、早急に着工して、建物については、約6カ月ほど、12月いっぱいには建て終ると。そのほか、外構等を含めて年度内に終了させるというようなスケジュールでございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それでは、この心の里の施設の建築に

当たって、通所している保護者の人とかそういった方から要望が出る出ていると思うんですが、そういったものをこの新しい施設に取り込むというような取り組みはしていたんでしょうか、お伺いします。

鈴木委員長 係長。

増渚障害福祉係長 実施主体、建物の持ち主、社会福祉協議会でございます。実際に、私どもでは出席はしておりませんが、建てるに当たって、おおむねの平面図、あるいは建物の概要等ができた段階で保護者の方々にお示しをして、その上で、使い勝手であるとか、こういったものが必要だねとかというふうなご意見をちょうだいする場を設けたというふうには聞いています。その中で、対応できるもの、できないものが出てきたと思うんですけれども、その中で意見を伺いながら調整をしたというような話は伺っています。

以上です。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 ということは、じゃ、具体的に、例えば何階建とか何㎡とかというのがあったらお示しをいただければと思うんですが。

鈴木委員長 係長。

増渚障害福祉係長 建物は平屋でございます。建物全体の延べ面積で言いますと、500㎡を切るというか、498.52㎡、これは設計の中で出てきた建物の延べ面積であります。

以上です。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 僕らも1回、視察とか行ったんですが、トイレの数とかそういうのは足りているのか、その辺、ちょっと詳しく説明してもらえればと思うんですが。

鈴木委員長 係長。

増渚障害福祉係長 数といたしますか、もちろん新

たに設計して建てる建物ですので、職員用、あるいは利用者さん用、車椅子対応という部分で対応したトイレの設計になっているということです。

便器の数まではちょっと把握していないんですけども、打ち合わせの中で、小便器、大便器、それぞれ女子、男子、男子便所ですと3つ、女子便所についても3つ、そのほか職員用として2つ程度、図面上、用意しております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 ご存じだと思うんですけども、障害者ですから、想定外のいろんなことが、お漏らししちゃったりとか、極端な話、そういったものに対応するような施設もあるんですかね。

鈴木委員長 係長。

増渚障害福祉係長 トイレのほかに、ユーティリティスペースとありますが、汚れてしまった体を流せるようなスペースであるとか水道施設というのは備えてございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 恐らく利用する人たちからそういった話が、僕らも聞いたり、あとは、心の里さんではクッキーとかつくっていますよね。動線が悪かったよね、昔は。そういった調理室なんかのバランスなんかも、利用者もしくはそういった現場の人たちから上がった意見は十分に勘案して進めたという理解でよろしいんでしょうか。

鈴木委員長 係長。

増渚障害福祉係長 先ほどの話のとおり、ご意見をちょうだいした上で設計のほうも最終的なまとめにしてあると思うんですけども、そういう中で、動線プラス、あるいは部屋の使い勝手等を考えた上で配置をしているということです。

あとは、決められた敷地内での決められた、使用できるであろう建物の配置、面積でありますので、その中で、事務室なりトイレなり倉庫なり作

業室、調理室、それぞれ考えた上で配置しているというふうには伺っています。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 最後に聞きますが、これは新築の総工費は一億四千何がしという理解でよろしいんですよね。

鈴木委員長 課長。

松江社会福祉課長 総工費につきましては、社会福祉協議会が自分で負担するという部分がございますので、これはあくまでも市から補助する補助の制度上、先ほど国が2分の1、それから県が4分の1ということを申し上げましたけれども、残りは自分で持っていないと補助申請ができないという制度なものですから、その部分は、社会福祉協議会が持っている部分というのがありますので、総工費はもうちょっと膨らみますが、ちょっと今調べた上で。

櫻田委員 じゃ、それは今わからないんですね。

総工費が例えば3億かかるとかどうのこうの。

松江社会福祉課長 いや、そんなには膨らみませんけれども、数千万円かと思います。

櫻田委員 それは、じゃ、後で教えてくれればいいです。

だから、基本的に、今度、これ新築をすることによって、障害者は今後減ることはまずないと思うんです。自立支援とかそういうことを加味されてこの施設をつくると思うんですけれども、定員に関しては、従来よりもふえる、そういった施設なのか、現存のままの施設人数でいくのかということ、誰が考えてもわかるんですけれども、通所に行っている人というのは、多分1万ぐらいなんだよ、もらってもね。自立支援なんか到底はできないんだけど、こうやって新築することによって、今後、那須塩原として、これがやっぱりシンボルとか、何ていうんでしょうね、そういうの

をやっぱりせっかく新しくするんだから、その辺をちょっと、どういうふうな形で進めたかという経緯だけ最後に聞かせてもらえればと思うんですけれども。

鈴木委員長 係長。

増淵障害福祉係長 利用定員につきましては、現在の細かい定員については手元にはないんですけれども、定員数には多分満たっていない利用者数です。

ただ、それであつてもかなり手狭であるという中で、今回の新築において、定員をふやすという現段階での考えはありません。今決められている定員のしっかりスペースを確保できて、しっかりとした作業ができるようなスペースをもって建てかえする、建て直すということで考えていますので、今のところは定員等は考えていないということです。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 後でその定員とかそういったものも教えてくださればと思うんですけれども、あと、今の心はバスで多分送り迎えをやってますよね。そういうのを今後やっぱりどういったフットワークで、結局、従来どおりなのか、それも結局、何でそういうふうにあれはなったんですかね、その送り迎えするような形で。送り迎えに反対しているわけじゃないですよ。やっぱりそれも地元というか、通っている人たちの声を聞いて反映したという形でいいんですかね。

鈴木委員長 係長。

増淵障害福祉係長 直接、社会福祉協議会の事業でもありますので、聞いた中での検討になるかと思うんですが、だんだん利用者さんも年齢が高くなってきている。それにあわせて保護者の方も年齢が上がってくると。保護者の方が送り迎えをやっての方が大多数だと思うんですけれども、そ

うなってきましたと、本人ではなくて保護者の方の体調の不良によって通所できない日が出てくるところがだんだんふえてきているんだと思うんです。そういった中で、そういったものに左右されずに、利用者さんが毎日きちんと来れる手法として、一つやはり送迎というのが出てきたんだと思うんです。そういう中で検討した中で、利用者さんに実際に、じゃ、それが始まったら使う予定があるかどうかということも聞いた上で実施しているというふうに聞いております。

以上です。

櫻田委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 じゃ、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第9号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 社会福祉課の皆さんから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、以上をもちまして社会福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のために暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、子ども課所管の常任委員会審査を行います。

子ども課の皆様に申し上げます。

議案等の内容説明につきましては簡潔明瞭にお願い申し上げます。

それでは、議案第19号 那須塩原市発達支援保育審査会条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

赤井子ども課長（議案第19号 那須塩原市発達支援保育審査会条例の制定についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありますか。ございませんか。

相馬委員。

相馬委員 審査会、10人以内の委員というふうになっておりますが、これは現在はもう行っているということで、ただ条例化するという事なんですけれども、この審査会の人員は現在だと何人いるんですか。それとも新たに10人を選定するんですか。

菊地保育係主査（係長級） 12名。ただ、市の職員も今現在はちょっと入っている形になっております。

鈴木委員長 挙手をお願いします。

菊地保育係主査（係長級） 現在、要綱によって既に運用はしております、今現在ですと、委員の中に市の職員も入った形で12名という形でやっております。今回の条例化に当たっては、市の職員につきましては、事務局という形で除くような形になっておりますので、それを除くと10名以内になるというような予定で行うということでございます。

相馬委員 はい、わかりました。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 これ基本的に、那須塩原市の発達支援に関してのコンセプトというか基本的な部分は、那須塩原としては発達支援に関してはこういうふうにやっていくんだよみたいな基本的な方針はありますか。

鈴木委員長 はい。

赤井子ども課長 要するに、発達支援も、誰でもまず保育園は受け入れなくちゃならないというところがあります。この中で集団保育というのがありますが、もし集団保育ができない場合、それは保護者との相談になりますが、そういう場合は、そういう障害者の施設といいますか、なす療育園とか、そういったところへ行ってもらおうようになりますが、基本的には全員受け入れることになっております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 じゃなくて、その発達支援に対しての基本方針。何ていうんだろう、受け入れるのは、それは当然だと思うんですけども、そのガイドラインとかそういうのがあるじゃないですか、その微妙なさじ加減が。何て言ってもいいんだろうな、

基本的な部分が決まっていれば何ら問題はないと思うんですけども、那須塩原市は発達支援に対してこういうふうにやると、ただ、受け入れは全部受け入れますよは当たり前だと思うんですけども、発達支援に対してこういうふうに取り組んでいくんだみたいなものがあるって、やっぱりこういうのはできてくると思うんですけども、そのコンセプト、なぜこういうふうな経緯に至ったかという部分。

まあこれは難しいと思うんですけども、ただ、基本的な方針があれば、こういうものを別に反対するどうのこうのじゃなくて当たり前だと思うんですけども、本市としては、発達支援に対してはこんなふうな取り組みをするんだみたいな。だから受け入れるのは当たり前だと思うんですけども、その基本的なコンセプトをちょっと聞かせてもらえればと思うんですけども。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 まず、受け入れは当然ですけども、要するに、手厚く支援というか保育をしていくというので、先ほどもちょっと申し上げましたが、例えば発達支援が2人いれば先生を1人追加していくと。要するに、みんなと集団で保育ができるように先生を加配してやっていくというのは、そういう基本方針といいますか、そういう考えであります。そういうマニュアル的なものは、申し訳ございませんが、ございません。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 その発達支援という部分に関しては、本市としては、そういった手厚く面倒を見ていきますよと。基本的な、それ、僕らも湖南市とか行ったりいろいろ見ているんですけども、そういった部分につながるような施策の一環としてそういうものがあるから、もうこういう件からこういうふう到手厚くしていくんだ、それを今度、小学校、

18歳未満までとかといくわけじゃないですか、どんどん。その一環として、まずここからいくその大事さはわかるんですけども、やっぱりその辺も基本的にばしっという形があれば、あとはもう別に、この条例がどうのこうのじゃなくて、あ、本市としてはみたいな形でいくと思うんですけども、その辺なんです。

まあこれはいいです。非常に難しい。

鈴木委員長 部長。

人見保健福祉部長 発達支援のシステムの部分については、じっくりと積み上げをさせていただくということをお願いをさせていただいておりますが、この発達支援保育の部分については、まず、保育園での集団生活をする中で、その子にとって発達支援の部分で、発達にゆがみがあったりおくれがあったりする部分が改善をされると。集団保育の中で改善をされていくんだという判断、その子にとって発達障害というところがどんどん改善していくんだというふうなところの判断をもとに先生をつけていく。当然、手がかかるお子さんですけれども、集団生活をしていく中で、人とかかわりが難しいようなアスペルガーのお子さんなどでは、要するに、1つずつちっちゃな成功体験を積み重ねていって、人とのつながりってこういうふうに経験していけばいいんだというところの経験を積んでもらって、今度、次の就学につなげるという形をとっています。

ただ、保育園に通っているお子さんはまだこういった形で救われるんですが、保育園に通っていないお子さんはどうするかという部分は、健康増進課のほうで、3歳、要するに、4カ月健診から始まる定期的な健診の中で、さらに、就学前の5歳児発達という部分でも、個別という形の見方もしていきますし、3歳児健診の後に、要するに幼稚園とか集団生活に入らないところの方について

は、フォローを健康増進課のほうでしております。要は、就学に及ぶ前の段階でもしっかりと個別個別の対応をしていくし、就学になればなった時点でまた学校教育という中での個別個別の対応をしていきますが、そのお子さんにとっての最善の方法は何なのかというのを常に考えていくということと、あと、つながりをしっかりとつくっていくというところについては、那須塩原市としてはある程度でき上がってはいますので、ただ、やっぱり集団生活をすることがこの子にとって必要だよね、ただ、保育所は、あくまでも保育に欠けているお子さんでないと入れませんので、あとは、じゃ、幼稚園でどうするかとかそういった部分については、主となるのはやはり健康増進課、3歳児健診の後の部分というふうなことで、その部分は本当にトータルにいろんな組織で絡んで進めさせていただいている。

ただ、先ほど櫻田委員がおっしゃったように、那須塩原市はこうするんだというものはちゃんと打ち出さなくちゃいけないというふうには考えております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 答弁ありがとうございます。

僕としては、例えば発達支援だったら、那須塩原の引き出しを引くと結果が出ると。例えばさっきの障害者もそうだと思うんですけども、そういったやつでいいと思うんです。

だから、これがどうのこうのじゃなくて、やっぱり本市としては、発達支援に対してはこういうふうに取り組むよと。何々子どもに関してはこうだよとかという、その引き出しの一つであっていいと思うんですけども、それはやっぱりわかりやすく、だから、おれのところはちょっと違うぞと、ほかの市とは。そういうふうにして、いろんな引き出しがあって、子どもたちをやっぱりそ

ういうふうにやっていく、見守っていくみたいな話、保育でも何でもそうだと思うけれども。

ただ、これは一番底辺の部分じゃないですか。最初の一步だから、その部分をやっぱりきっちりした、いや、うちもう年齢から見ても下のところからしっかり面倒を見ていくんだよみたいなのがあれば、別に、だからそういうコンセプトを聞きたいんですよ、やっぱり。

だって、教育方針だって、複式はだめよというところから始まって、やっぱり統合とかしていく、そういったのでわかると思うんですよ。だからそれと一緒に、複式のほうでも、うちこういうふうにするんですよ、議員さん、こうですよという明確なものがあれば本当にいいと思うんですが、その辺、課長、お願いしますね。決して否定しているわけではないんですよ。よろしくお願いします。

鈴木委員長 じゃ、要望でいいですね。

金子委員。

金子委員 単純な質問なんですけれども、要支援児というのは最終的にどこで決めるんですかね。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 今回上程させてもらっておりますこの発達支援保育審査会のほうで決定をいたします。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 審査会で、その前にもう既にということではないんですよ。その前に、この子は要支援だというふうなこともあり得るのかなという感じはちょっと持っているんですけれども。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 まず、その発達支援になるかどうかというのは、まず診断書なり、あとはこちらから保育園へ出向いて観察するんです。診断書なりその観察記録を審査会上げて、この子が発達

支援に該当するかどうかは審査会で決定になります。

金子委員 了解です。

鈴木委員長 委員の皆さんに申し上げますけれども、この条例は、あくまでも地方自治法で決められているものを那須塩原市でもつくったらどうなのかという部分での条例です。ですから、発達支援保育審査会を設置する中身については、設置するというものを地方自治法で、上のほうで決まったので、ここでもつくるというような方向についての条例です。ですから、細かいことはともかくとしても、設置に関しての条例についての質疑をお願いしたいと思うんです。

質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、意見がないようですので、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第19号 那須塩原市発達支援保育審査会条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第20号 那須塩原市立保育園民営化に係る移管先候補者評価委員会条例の

制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

赤井子ども課長（議案第20号 那須塩原市立保育園民営化に係る移管先候補者評価委員会条例の制定について説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。ありませんか。

櫻田委員。

櫻田委員 すみません、こういう部分で、日当7,400円ぐらいで、いい先生が来るんですかと、ちょっと疑問なんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 本当に大変安い金額で、本当に申しわけなく思っているんですが、プラス交通費の費用弁償が出ています。本当に安くて気の毒とっております。そういう条例になっているものですから。

実質、委員会をやっても2時間とかその辺の時間ですので、大学の先生に大変ちょっと安過ぎるかもしれませんけれども、統一してやっております。

鈴木委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、討論を許します。討論ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第20号 那須塩原市立保育園民営化に係る移管先候補者評価委員会条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第20号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第23号 那須塩原市子どもの権利条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

赤井子ども課長（議案第23号 那須塩原市子どもの権利条例の制定についての説明）

鈴木委員長 わかりました。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

その前に暫時休憩いたします。10分間。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き質疑を進めていきます。質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 実はきのう、会派で、部長、課長にはご説明いただきまして、ありがとうございました。大体理解はしたところなんですけど、どうしても1点だけ、この条文の中で、学び、遊び及び休息することということで、その豊かな学ぶ権利を定めているところもあるんですけど、集団の中で、その休息することというのが、今の子どもたちは、とにかく「疲れた」という言葉をよく言うと思うん

ですが、これによって、例えば一つの例をとりますと、合唱コンクールがあります。練習には、疲れて来ませんでした。でも、本番のときに、舞台の上に、おまえ、来て練習していないんだから上がっちゃだめだよと言われて、上がりませんでした。それが、そういうことの疲れたということに対する度合いをはかるといのは、本人しかわからないことなので、そういうことがもしあった場合の、何ていうんでしょうかね、これは権利が乱用ということにはならないんでしょうけれども、子どもたちのその権利と、義務ということはないんでしょうけれども、義務とのそういう事態が起きた場合の対応が、この全体の中のどういう部分で条文として対応ができていのかということをちょっとお伺いしたいんですが。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 まずは、3条の基本理念なんです。ここにありますが、子どもの最善の利益を考慮していく、あとは、子どもは社会の一員であるとか、そこで、まずは子どもの利益を考慮して、最善の利益。

だから、その疲れとかというのは本人しかわからないかもしれませんが、あと、わがまままでを認めるとい、これは条例ではありませんので、社会の一員であるというふうなことも書いてありますし、あとは、言葉のかけ方になるんですかね。言葉のかけ方の工夫といいますが、何々ちゃん頑張ったねとかです。要するに、この子どもの最善の利益を考慮するということに対応できればというふうに考えております。

鈴木委員長 だから今言われたのは、そういうことが起きたときに、ここの中ではどの部分で対応するんですかという部分が言われたと。今言われたけれども、わがままにならない、わがままにさせないということも大人の責務ですよという部分

であるならば、11条でかかってくるわけだろう。そういう裏づけがどこにあるんですかということを知りたいわけなんです。そこは、この11条の中身でいいのかなのか。

赤井子ども課長 だから3条も、当然、基本理念でございますから、これは全条例にかかってくるものでございます。まずは子どもの最善の利益、あとは、ここにありますが4号、社会の一員である。今、委員長が申されましたけれども、11条の3項ですか、大人は、社会の一員として指導しなければならないと、この辺で対応できればと考えております。

鈴木委員長 ほか。

齊藤委員。

齊藤委員 すみません。説明ありがとうございます。

今回、ちょっと聞き方を変えて、子どもの最善の利益ということの方針のもと、これをつくっていくんですけれども、そのほか説明があった、例えばいじめ対策、あと貧困対策とありましたね、方針をつくると言っていましたよね、先ほどの説明の中で。これが、要は、一番子どもに対しての軸になるものなのかどうかをまずお聞きしたいんですけれども。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 先ほどちょっと申し上げましたが、子どもの施策をつくるための法的基盤、根拠にしたいと思います、この条例を。そこで、先ほどちょっと申し上げましたが、いじめの基本方針を今度子ども課でつくって、あとはいじめの計画、それは教育委員会になりますけれども、そういったことも予定しております。要するに、バックボーンはこの権利条例でやっていきたいと。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 となると、先ほど言ったとおり、この

条例だけを見ていけば、いろんな多ジャンルにおいて子どもが想定される内容が、全て、ある程度網羅して入っているということなので、その中から基本方針を持っていったときに、その該当する子どもが、果たしてどの条例に該当するんだというところの話。親に対しての貧困であれば、普通に鑑みたときの適用の仕方で、離婚をするからここでこうこうという条項がありますけれども、いじめに対しての言葉とかそういった文言というのが薄く感じるんです。

一番、多分、ケースバイケースで多いのって、人と人とのコミュニケーション不足から起きるものじゃないのかなと考えたときに、こちらは手厚いですよね、親の問題に関しては。もちろん親が、社会の一員として子どもを育てる、一員としての権利の義務の推進に入っているのはいいんですけども、最終的な体系図になったときに、今、権利条約が上に来ました。下にいじめとそういった親の問題のものが全て方針に入ってきたときの扱い方、あとは周知の仕方が、これで制定した後に果たして平等にかけるものなのかというのをちょっとお聞きしたかったんですけども、すみません、質問の仕方がへたくそなんですけれども。

鈴木委員長 赤井課長。

赤井子ども課長 齊藤委員さんは、この中のいじめとか虐待とか、それが薄過ぎるということで、あとは、施策のほうで、26条のこの施策の推進と行動計画、そこで具体的には計画は上がってくるんですが、あくまでこの権利条例は基本的な部分です。そういったベースになるものでありますので、具体的なその行動計画のほうで考えております。

鈴木委員長 部長。

人見保健福祉部長 補足の説明をさせていただければ、例えばいじめ防止の推進法が制定されまし

て、今は教育委員会のほうで各学校ごとにいじめ防止の方針をつくっているというふうな話を聞いてございます。その中でやはり市としての基本方針を定めるというふうな必要がございます。さらに、努力義務ですが、条例で定めていく必要がある。

ただ、この子どもの権利条例の中で、やはりいじめだけではなく、虐待もあるしということでの総合的なものをここでつくらせていただいて、例えばいじめでもっと規範として定める必要があるんだというふうなことがあれば、この第28条、一番最後の28条のところに、この条例を施行し、必要な事項は規則で定めるというふうなことがございます。細かな部分については、規則で定めることで対応していければというふうにも考えてございます。その部分については、教育委員会とよくその方針づくりの中で相談をして、協議をして、規則で定める必要があるよというふうなことが固まれば、規則で定めていくというふうなことでの対応もできるというふうな条例になってございます。よろしく願いいたします。

齊藤委員 わかりました。ありがとうございます。

鈴木委員長 ほかに質疑。

櫻田委員。

櫻田委員 実はこの子どもの権利条例の件について、一番最初に子ども課に相談しに、打ち合わせに行ったときに、全国では47都道府県のうち20県、栃木県としても大田原、鹿沼、日光、そして市貝が制定になりますよという話は聞きました。そこで、ご存じだと思うんですが、川崎市ですとか広島とかと、そういうところにいるんなオンブズマン等のトラブルがあって、もちろんそういうものに対応できる部分も十分考慮されたと思うんですが、具体的にそういったものに関して、今後、こ

の条例を制定して、オンブズマンどうのこうのという、僕らが一番、この条例を制定したときに悪用されたりとか、例えばそちらの本市のほうが非常に困るようなことにもなりかねないと思うんです。そういった対応をどういうふうに考慮したのか、よろしくをお願いします。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 まず、救済委員会があると。救済委員会には、是正、報告はちょっと権原がないので、調査、調整まで。その川崎市あたりではオンブズマンみたいにかなり権力を持ったものになっていますが、ここは、救済委員会と市長の役割分担、分けてあります。なおかつ、救済委員会では、市長に是正を求めるために要求していくと、その前にある程度交通整理、ここでおさまればここで、必要なものは市長へと、そこである程度、救済委員会の中で交通整理をしていきます。要するに、そんな権力を……、権力という言い方はあれですけども、そんなに大きな力を持たせないというために、わざわざ2つに分離しました。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 であれば、そういったことには十分対応できますよという判断でよろしいのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 はい。そのように対応していきたいと思っております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それと、国では恐らく青少年健全育成基本法なるものを制定するよみたいな話、情報があるんですが、そういった国のものができたときに、この那須塩原市の条例は速やかにそれと整合性をとるために条例を改正してとかという部分は、速やかに行うという判断でよろしいのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 そういう法律ができれば、公布

になります。公布になると、施行まで1年ぐらいあるかと思いますが、速やかに、不整合が出れば、整合できるように改正をしていきたいと考えております。

櫻田委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 じゃ、37ページのこの救済委員会、これ、3番で、救済委員会は3人以内の委員をもって組織すると、何か少ないような気がするんですけども、これで十分なんですか。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 これにつきましては、先進地とか、あとは、ここに法曹関係、弁護士、あるいは教育関係者、あるいは児童福祉関係者、3名以内で予定しておりますが、当市はこれでやってみて、どうしても3人で回らなければ、それはまた増員とか、そういうことで対処していきたいと。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 じゃ、委員長をかわって質疑したいと思えます。

大野副委員長 じゃ、委員長。

鈴木委員長 17条の2項なんですけど、先ほどもちょっと説明がありましたけれども、児童虐待云々の中でありましたけれども、この2項の、市は、子どもの虐待の通報を受け、または発見したときは速やかに対応するとともにという部分は理解できるんですが、その後の、子どもの虐待を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとするという、意味がなかなかわからないというような部分があるんですが、このところは、説明しなければわからないような文言ではなくて、きちんと、あ、こういうことなのかとすっきりわかるような文言にかえることは可能なのかどうか。

大野副委員長 課長。

赤井子ども課長 ちょっと説明させていただきましたが、子どもの虐待というその二字熟語といいますが、一つの名詞になっておりまして、それがそれぞれに、虐待の通報とか、虐待を受けた者とかとそこにかかってくるものですから、確かにわかりづらいところはあるかもしれませんが、その名詞、一つの単語ということでご理解いただければと思います。

大野副委員長 委員長。

鈴木委員長 ですから、そうやって、どういう意味なんですかと聞きに行かなければわからないような言葉自体を載せること自体がどうなのかという部分。そこら辺、どうもちょっと理解できないところがある。全体的な部分はいいんですよ。でも、これはちょっと理解できない。

大野副委員長 課長。

赤井子ども課長 独特な言い回しの、公用文の独特な使い方というのがあるので、だから、こういった例規といいますが、こういうのは本当にかたい言葉、全体的に。このやつも本当にかたいです。先ほどはワンペーパーのところちょっと説明させていただいておりますけれども、リーフレットをつくって、わかりやすくそちらで対応させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大野副委員長 委員長。

鈴木委員長 この言葉があることによって、子どもの権利が云々とかどうこうという問題じゃないだろうと言うけれども、そこら辺はきちっとわかりやすいようにやっていただきたいということです。

じゃ、わかります。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、討論をいたします。討論ございますか。

金子委員。

金子委員 議案第23号 那須塩原市子どもの権利条例の制定についての賛成討論をいたしますが、昨今、社会情勢の中でひととき目立つのは、子どもの虐待、それからネグレクト、そして親の離婚などによる子どもの養育問題が、毎日のように新聞に取り上げられていますけれども、子どもの安全安心を守るとは、もう本当に大人の責任であるというふうに考えているわけですが、それで、平成元年に国連で児童の権利に関する条例というのが採択され、それから、平成6年に国においても児童の権利に関する条例が制定されて、そして、今、子どもの権利を守ることが社会の趨勢となってきているわけですが、2012年度には児童虐待が6万人を突破していると、全国では、県内でも3年連続で700件を超えるという虐待が出ています。それにつれて、児童養護施設入所者の数も年々ふえているという状況です。そして、那須塩原市、当市も例外ではないわけですよ。

こういう中で、子どもの権利条例が制定されるのは当然でもあるし、また、本当にこれは喜ばしいことだというふうに考えております。聞くところによると、もはや、さっき何か20と言ったけれども、私、70とちょっと聞いたので、70の市町がその条例をつくっているということを聞いています。それから、県内でも3つ、4つというふうな形でできてきているというところで、これに関して国は、夫婦離婚をするときの面会交流を前面に打ち出して子どもの権利を守ろうということで、面会交流というのを先ほど言っていましたけれども、そういうのを国のほうでもうたっている。そして、当市の条例でも、そこまで踏み込んで条例でうたっているのは、本当に願ってもないことだというふうに考えています。

私、個人的には、長年、キッズシェルターとか、それからDV関係とか、そういうのでずっと携わってきたものですから、それから養護施設の支援なんかにもかかわってきたところから、未来の那須塩原市を背負う子どもたちを守るために、この条例の制定にはもろ手を挙げて賛成をするところでもあります。

以上です。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第23号 那須塩原市子どもの権利条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとする  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第23号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第35号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第35号 財産の無償譲渡  
についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

赤井子ども課長 （議案第35号 財産の無償譲渡  
についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。質疑ございますか。質疑ございませんか。

〔「ないです」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終  
了いたします。

採決いたします。

議案第35号 財産の無償譲渡についてを原案の  
とおり可決すべきものとする  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第35号は全員異議なく可決すべき  
ものと決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員  
会を予算審査特別委員会第2分科会審査に切りか  
えます。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予  
算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

赤井子ども課長 （議案第9号 平成26年度那須  
塩原市一般会計予算についての説明）

鈴木委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

櫻田委員 それじゃ、まず59ページからなんです  
が、子育て世帯臨時特例給付金の所得の制限があ  
ると今説明いただきましたが、幾ら以上の人はも  
らえないんですかね。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 扶養の数によって違うんですが、

例えば扶養1人の場合は、660万円を超えますとこの臨時給付がもらえなくなります。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それと永田保育園、地方都市リノベーション事業の進捗ですね、こういった状態で進んでいるのか、その辺も説明をお願いします。わかる範囲でいいですよ。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 今、園舎内に遊具施設とか、あとは樹木がございます。それが今、撤去が終わりました。今後は、仮設園舎は今から建てる予定でございます。仮設園舎に現在は園舎の半分を移動します。その移動した仮設園舎を解体して、本体工事に入って、終わったら移って、今度はこちらの現園舎のほうに移ったり、向こうで移って、こういうふうに行ったり来たりしながら、27年度オープンの予定をしております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 今、国のほうに申請していると思うんですが、国のほうの動向はわかりませんか。例えば、決まれば半分補助ですよ、国庫ですからね。だけど、そういったその国へ今要望を出していると思うんですけれども、そういった、例えばいつぐらいに中央都市リノベーション事業の確定が出るのか。例えば、それが認められる認められない、それは何でって、駅前も出しているじゃないですか。そういった整合性。もらえるのかもらえないかのそういった情報は入っていますかという程度でいいです。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 まず、もう事業を着手していますので、もう交付が決定になっているということで、ただ、年度ごとに違いますけれども、全体的にはもう決定になっているので、もう既に動いているということでございます。

鈴木委員長 係長。

北村保育係長 永田保育園を含めた西那須野地区の駅前計画については、今年度中に協議書のほうは通っているというふうに聞いています。実際に予算がつくかどうかは、来年度当初の内示をもって決定というふうになりますので、それについては今後の協議ということになるというふうに理解しています。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 ちょっと私の説明不足だったんですが、補助対象は本体だけで、移設費は単費でやっております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 ありがとうございます。

最後に1点なんですが、132ページの塩原幼稚園の件なんですけれども、定員、現状、今の状況を、こういった規模なのか、ちょっと説明していただければと思うんですが。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 今現在10名でございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 常識的に考えて、10名の幼稚園児でこの金というのは、えらい莫大な金だと思うんですよ。だから金の使い方としては、こういうやつこそ早く民営化したほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういった、この予算で10名のどういうふうな状況をとらえているのかというのをちょっと説明願えればと思うんですが。

鈴木委員長 部長。

人見保健福祉部長

櫻田議員おっしゃるとおり、この金額で10名という部分については、非常に重たく受けとめております。新制度導入もございますので、そういったものの利活用も含めまして、ただ、塩原温泉地区に、保育、それから幼児教育の部分がなくなっ

ていいというふうには誰も思っていない部分かと思しますので、今、それを一生懸命模索させていただいているというふうな状況でございます。これは余り時間をかけずに、皆さんのほうにも方向性が定まればお話ができるかなというようなところでございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 部長、本当に答弁ありがとうございます。

誰が見ても、10名でこの値段でどうなのという話なんですよ。だからそこを部長が認識していただいて進めてもらうというのは、非常にいい答弁だと思うんですが、やっぱりこの辺の金の使い方は、どう見ても何かちょっと腑に落ちないなと。執行部もこういうところを突っ込まれて嫌だと思うんだよね。これ初めて聞いたから、2億ちょっとで10名じゃ、しゃれにならないような話じゃないですか。だからその辺はやっぱり真摯に受けとめて、しっかり地につけた政策をとってもらいたいなと。

だから、僕らは、最終的に5%が8%になるその消費税の増税分が社会保障費に充てられると、そこで一番目につく待機児童の子育て、新しい支援がなるよというにもかかわらず、現存のこういったやつがそのままであれば、そこはやっぱり議員ですからちょっとチェック、質疑をするのは当たり前だと思うんですけども、やっぱりそれに伴ったしっかりした対策は一日も早く立ててもらいたいなと、そのように要望して終わりにしたいと思います。すみません。よろしく願います。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 すみません、もう一度お伺いしたいんですが、58ページの3款2項1目の児童福祉総務

費の中の201事業で、子どもの権利救済委員会委員の報酬が6万7,000円になっておりますが、これの計算方法をすみません、もう一度ご説明いただければと思います。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 1人報酬7,400円掛ける3名掛ける3回ほど、あるかどうかわかりませんが、3回掛ける。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 これは、その3回というのは何か基準があって3回という。基準というか、今までの実績とか何かがあって3回というふうな見方をされているのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 今まで実績なんですけれども、本当に使う意味で、あるかどうかわからないです、本当に。とりあえず3回ということで、根拠はございません。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 ありがとうございます。

同じ質問でもう一度、59ページの保育園管理費の保育事務推進費の101事業の発達支援保育審査委員会の34万1,000円についても、すみません、お願いします。この計算方法。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 評価委員につきましては、7,400円掛ける4人掛ける5回掛ける2つの園を予定しています。2園で29万6,000円。発達支援審査会のほうは7,400円掛ける3人掛ける2回、4万4,400円。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 59ページなんですけれども、ファミリーサポートセンター、一番上の、その状況というか。それから、そのすぐ下のつどいの広場運営、

これもきょうの新聞に出ていた、昨日おとといオープンという、それも多分入っているんだろうと思っているんですけども、その辺が、昨日おとといだとまだ本年度のあれになってくるのかなということもあるし、ここへ出てくるのは来年度予算だと思うので、その辺のところをちょっとお聞かせください。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 まず、ファミリーサポートの活動件数なんですが、25年度につきましては1月末現在で1,190名でございます。

それと、今、つどいの広場の現在「ま～る」というのが足利銀行のところでやっておりますが、これが25年度のやっぱり1月までの実績で6,149名でございます。

3月10日に開所しました「ほっぺ」については25年度の予算でやりまして、債務負担を起こしまして、5年間の債務負担の事業でやっております。

以上でございます。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 ファミリーサポートセンターの場合は、西那須野幼稚園のところを借りてあれているけれども、そこで全市にどういうふうな形でこれはやっているんですか。その内容というか。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 あそこの事務所といいますが、取り次ぎといいますが、あそこで電話で利用者とはサポート会員、申し込みをそこで受けて、あとはサポート会員にいついつあります、どうでしょうかとその取り次ぎというような形の事務所になっております。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 ということは、もう全市的に連絡をして、そしてサポートしているという形に考えればいいですね。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 全市が対象になっております。

金子委員 わかりました。いいです。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 すみません、2点ほどあるんですけども、まず66ページの園舎建設のところですね。それで、僕も質問したときにある程度部長さんのほうで答弁いただいたんですけども、上の保育園施設と認定こども園施設、保育園施設は足りないものをつくるのはわかるんですけども、認定こども園の施設のほうのお金の内容とかがってちょっと聞かせてもらえればなと思ったんですけども。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 これは認定こども園というか、幼稚園の部分を、例えば黒磯幼稚園でしたらこれは上にも保育園整備で黒磯2つ入っていますけれども、両方、認定こども園になるために保育機能と幼稚園機能を整備していくというものになります。

例えばあけぼのとマロニエでございますね、これは保育園整備のほうに入っていますが、これは幼稚園のところに保育園機能の部分だけ整備をしていくというものになります。

だから、両方やるやつと片方やるやつとかいろいろまざって、認定こども園と。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 じゃ、建て壊しちゃってもう一回つくり直すというイメージでいいんですか。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 そういう建て壊して新しくつくるのもありますし、あとは改修といいますが、現在の建物を利用して部屋を区切っていかとか、そういういろいろと入っています。

齊藤委員 わかりました。ありがとうございます。あともう一つ。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 59ページに戻るんですが、こちらのほうも、さっきの保育士の講師研修費、12万円ほど上げていますけれども、やはり人数の確保が大変なので、これ何発も打たないと周知等々どうなのかなと、逆に少なくないですかというイメージなんですけれども。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 今回、これ初めての事業なので、頭出しなんです。今回状況を見て効果があれば来年度もっと回数をふやしていきたいと考えております。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 67ページの上のほうの101事業で家庭相談員、この家庭相談員がどのくらいの人数がいるのかちょっと教えてください。

鈴木委員長 課長。

赤井子ども課長 これが子ども子育てセンターに、あそこ相談員が現在4名ほどいます。今回のやつは1名増、5名分とっております。1人1カ月18万の5名分の予算でございます。

金子委員 わかりました。

鈴木委員長 いいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第9号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の方から何かございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 ありませんか。

子ども課の皆さんからは何かございますか。

〔「権利条例ありがとうございました」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、子ども課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部交代のためお昼の休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時59分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 高齢福祉課所管の常任委員会審査を行います。

高齢福祉課の皆様申し上げます。

議案等の内容説明につきましては、簡潔明瞭にお願いを申し上げます。

それでは、議案第21号 那須塩原市老人ホーム入所判定委員会条例の制定についてを議題といた

します。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田高齢福祉課長（議案第21号 那須塩原市老人ホーム入所判定委員会条例の制定についての説明）

鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

相馬委員 すみません、再び。第3条の委員会なんですが、1、2、3、4のところから成っているんですが、この5人というのは、 の割り振りが決まっているんでしょうか。ここは抜けてもいいとか、そういうことはあるんでしょうか。必ずこの4部門から選んで、なおかつどこから1人プラスする、そういう委員会の組織の仕方をするんでしょうか、伺います。

鈴木委員長 課長。

会田高齢福祉課長 こちら から つきましては、従来の構成メンバーとして入っておりました。この にあります那須塩原市福祉事務所の職員ということで、従来2名入っておりました。そんな関係で、今後2名を1名にするかというのも一つの案にはなりますけれども、医師がかならず入ります。老人福祉施設の職員も、これも必ず入っていただきます。福祉事務所の職員も入ります。その他市長の必要と認める者ということで、関係機関等へお願いをして、5名以内ということになっておりますので、その他ということで1名の場合もありますので、最低でも4名のお願いをしたいと思いますというふうに考えております。

鈴木委員長 そのほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ないですか。

それでは、質疑がないようですので、討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第21号 那須塩原市老人ホーム入所判定委員会条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第21号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、次に議案第34号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田高齢福祉課長（議案第34号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終

了いたします。

採決いたします。

議案第34条 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとする  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第34号は全員異議なく可決すべき  
ものと決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員  
会を予算等審査特別委員会（第二分科会）審査に  
切りかえます。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予  
算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田高齢福祉課長（議案第9号 平成26年度那  
須塩原市一般会計予算についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。

質疑ありますか。

相馬委員。

相馬委員 これは57ページ、3款1項6目の補助  
金で、ねんりんピック栃木2014実行委員会へ  
3,554万5,000円となっておりますが、これは実行  
委員会、派遣する選手団とか全て実行にかかわる  
費用を全部ここでというふうに考えてよろしいん  
でしょうか。

鈴木委員長 課長。

会田高齢福祉課長 こちらにつきましては、那須

塩原市がソフトテニスの会場ということになりま  
す。今回この補助金を計上しましたものは、あく  
まで大会の運営費ということで、選手団関係の派  
遣云々等の費用は一切入ってございません。当然、  
審判団等々への費用は含まれておりますけれども、  
あくまで大会の運営費ということになります。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうすると、この3,500万円でそのソ  
フトテニスの大会の運営ということによろしいわ  
けですね。ソフトテニスだけの運営ということで  
よろしいんですね。

鈴木委員長 課長。

会田高齢福祉課長 土曜日から始まりますけれど  
も、土曜日にこの地区の開会式をやりまして、日  
曜、月曜と2日間の交流大会を予定しております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 12月の一般質問でもしたんですが、2  
会場にわたってソフトテニスの会場をすると。こ  
れが例えば1会場で、万が一ですよ、1会場であ  
ったとしても、予算規模はこのくらいになるもの  
なんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

会田高齢福祉課長 1会場では今想定はしてご  
ざいせんが、おおむね2会場となることで、倍  
までは行きませんが、1.5倍の経費は当然  
かかるだろうというふうには見込んでおります。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 僕も同じ質問なんですけれども、ねん  
りんピックは10月4日から10月7日までやるわけ  
ですよ。開催期間となっているんですけども、  
今ちょっと説明にもあったんですが、これ大会を  
あくまで運営するというの3,500万という説明  
でいいんですか。それとも、その準備、もう今か  
ら恐らく新年度に入ったら10月にかけての準備を  
やると思うんですけども、そういった意味での、

例えば実行委員会ですとその委員の方とか、そういった組織の編成とかという、だからこのねんりんピックの実行委員会の概要みたいなものを示しできればと思うんですが。

鈴木委員長 課長。

会田高齢福祉課長 実行委員会につきましては、今年度設立総会を立ち上げまして、実行委員会の会長は市長がなっております。それから、市の関係ですと副市長、各部長が当然入っております。そのほか、市内の関係団体の長をお願いしております。中には、もちろんJR関係の駅長さんなんかも入っておりますし、体育関係、それと各種の団体等の長をお願いをいたしまして、実行委員会の総人数65人ということで昨年設立をしてございます。

今回、経費の中では、この実行委員会関係の委員の報酬等は一切ありません。あくまでボランティアで出いただくということで、当然ながら大会期間中は実施本部等を別にまた立ち上げをしまして、大会の運営をしますけれども、その中で役員のお昼代とか、そういったものは当然必要となってきますので、入っております。

ですから、実行委員会の今回の補助金の中身については、準備段階から当然大会期間中の費用、それと大会が終わった後の報告書から記録等々を作成する必要がございますので、全ての費用が含まれているということでご理解いただければと思います。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 この3,500万何がしはというと市のプロパーの予算なんですか。それとも県からとかという、そういう補助金みたいな扱い、どっちなんですか。

鈴木委員長 課長。

会田高齢福祉課長 こちらの費用については、市

の持ち出しになります。別途県の実行委員会からも補助金はございますが、それは県の指定された対象経費というものに対しての補助金でありまして、対象とならない経費についてはこちら実行委員会の補助ということで、市の持ち出しということでよろしく願いできればと思います。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 例えば、この間のスポレクみたいなときには、お手伝いに行った方がお金をもらっていないんだけどユニフォームとか帽子なんかもらったりとかという経緯もあると思うんですけども、こういったものも今回のねんりんピックでは、そういったボランティアの方とかに配られるみたいなことを考えているんですか。

鈴木委員長 課長。

会田高齢福祉課長 当然その当日ご協力いただいた方には、ボランティア、そのほか役員、補助員等々がありますけれども、帽子とかスタッフジャンパーとか、そういったものは明らかにこの人は大会関係の人だなということが誰もが見てわかるように、そういったものは揃えたいというふうに考えております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 これ実は、例えばミズノが栃木県にねんりんピックをやるので何百万が寄附したなんていう報道があったと思うんですけども、そういった部分でそういったやつは、やっぱりそういった業者になるんですか。

鈴木委員長 課長。

会田高齢福祉課長 先日、県の実行委員会のほうからの通知がありまして、一括発注するので各市町村からは希望数量を報告しろというような文書が入りましたので、その方向でいきたいと考えております。

鈴木委員長 ほかにありますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第9号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第12号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田高齢福祉課長（議案第12号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計予算についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

櫻田委員 じゃ179ページの栃木県虐待対応センターについてなんですけど、今まで高齢者の虐待というのはどういった事例があるんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

会田高齢福祉課長 高齢者虐待であるケースとし

ては、配偶者からの暴力ですね。それと、同居している息子さんからの暴力といったものが、それと同局する家族からの介護放棄といったようなケースも虐待に当たってまいります。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 この栃木県の虐待対応センターというのは昔からあったんですか。

鈴木委員長 課長。

会田高齢福祉課長 こちらについては、去年の10月1日に設立されたということで、こういう内容で市や町を支援しますので、ご検討くださいということで、今年度中に通知が入ってまいりました。検討した結果、やはり難しい問題が発生した場合には、専門家の協力を得た方がいい方向での解決ができるだろうということで、今回予算のほうを計上させていただきました。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 ぜひ使われないように願っています。

鈴木委員長 ほかに質疑ありますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第12号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第12号は全員異議なく可決すべき

ものと決しました。

(その他の質疑省略。)

鈴木委員長 それでは、高齢福祉課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

執行部交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時53分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、国保年金課所管の常任委員会審査を行います。

国保年金課の皆様申し上げます。

議案等の内容説明につきましては、簡潔明瞭にお願いを申し上げます。

それでは、議案第28号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田国保年金課長 (議案第28号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についての説明)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第28号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第28号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算等審査特別委員会(第二分科会)審査に切りかえます。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田国保年金課長 (議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算の説明)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終

了いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第9号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第10号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第10号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田国保年金課長（議案第10号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、採決いたします。

議案第10号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものと

することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第11号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第11号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田国保年金課長（議案第11号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

大野副委員長 じゃ、委員長。

鈴木委員長 168ページなのですが、今の説明で保険料の引き上げが見込まれるということですが、どのぐらいが想定されるのか。

大野副委員長 課長。

藤田国保年金課長 1人当たり幾らということではなくて、先ほど申し上げましたように、所得割の部分は8.54%のままです。いわゆる1人当たり幾らという均等割の部分が4万3,200円に、1人当たり1,200円引き上げということで連絡はいただいております。所得によって平均幾らというもののはちょっと手持ちでないんですけれども、申しわけございませんが。

鈴木委員長 わかりました。結構です。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ありませんか。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第11号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第11号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

(その他の質疑省略。)

鈴木委員長 それでは、以上をもちまして国保年金課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 それでは、健康増進課について審査を行いますけれども、健康増進課については常任委員会に対する付託案件はありませんので、予算審査特別委員会(第二分科会)に切りかえ、審査を行います。

健康増進課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願いをしたいと思います。

それでは、議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

柳崎健康増進課長 (議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算についての説明)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 それでは、まず58ページからなんですが、健康長寿センター管理運営事業で、健康長寿センターの利用はどのくらいだったんでしょうか。鈴木委員長 人数ですね。

櫻田委員 ええ、どのくらい利用したかというやつですね。去年でいいです、とりあえず。直近のね。

柳崎健康増進課長 ちょっと後で、申しわけないです。今調べさせて。

櫻田委員 この工事とかのやつというのは、これはもう何でかんで工事しなくちゃならないというところまで来ちゃっているという解釈でよろしいんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 大分機械設備のほう、十数年経過しまして、老朽化が進んでおります。25年度

においてもボイラーの更新とかそういったものをやらせていただいているんですが、今後順次そういった機械設備関係については修繕及び更新を図っていきたいというふうに考えております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 結局、インシヤルかけてランニングも高くなったんじゃ元も子もないと思うんですよね。だから、そういったただ交換どうのこうの、更新というんじゃなくて、新たに何か例えばハイブリッド式にするとか、何々とか、こういうポンプですから、そういったいろんなことじゃなくて、これはあくまでも業者任せで従来どおりの機能を有すればいいみたいな感じの修繕なんですか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 一応そういったところも検討させておまして、低燃費というんでしょうか、そういった構造式のものに新くなるものについては考えてはおります。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それともう1件、73ページなんですけど、こういった母子保健事業なんかで、こういった乳幼児とかの予算を組むときに、本市としては1年間でどのぐらいの出生を見込んで予算を組むのか、わかる範囲でお願いします。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 大体推計して1,000人程度の出生はございます。大体1,000人強、約1,000人の出生を見込んで予算計上はさせていただいています。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 毎年1,000人という形の見解ですと、将来、例えば平成27年から微減に人が減っていくんだと。出生率も主にかかわってくると思うんですけれども、そういったのは考えず、とりあえず1,000人ぐらいという形でいつも組んでいって

るんですか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 今のところ、大きな推移、いわゆる変動はございません。1,000人ちょっとオーバーするぐらいの人数ですとここ近年来ております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 本市の出生率、例えば1.57ショックとかといろいろあったじゃないですか。そういった全国的に見て那須塩原市の出生率がいいのか。いいのか悪いのかという表現はおかしいんですが、全国から見てもどうなんですか、今の現状として。それも、すみません、少子化の部分でちょっとその辺。

人見保健福祉部長 わたしのほうからデータを持ってきましたので。

合計特殊出生率の5年ごとのデータで、平成20年から24年というデータが最近出ました。おかげさまで、那須塩原市は平成15年から19年が1.51であったものが、1.54に上がりました。このときの県平均については1.42になっておりますので、ちょっと県のやつで表をとったものですから、県の平均は1.42ですね。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 基本的にそういったデータをもとにしながらこういった予算を組んでいるという発想でいいんですね。もう一回改めて聞きますけれども。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 出生人数的なものは把握をしながら、全ての保健福祉関係については予算計上させていただいております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 ということは、本市としては、ほか近隣の太田原、那須町はもう過疎化がひどくて学校もああいう感じでもう閉めていると。統廃合なん

かも急速に進んでいますけれども、例えばそういったデータを庁内を横断して、やっぱり例えば教育の部分とか、もちろんこの福祉のほうとかもそうなんですけれども、そういった庁内の会議で議論するとかというのはあるんですか。出生率がこうだからこうだよとかという、そういった前向きな話をしたりするということはあるんですか、政策を決める上で。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 私はまだちょっと1年足らずなものですから、今までの中では、部内においてはなかったと思います。ただ……

鈴木委員長 福祉部長。

人見保健福祉部長 当然、総合計画のときにはこの人口の伸びつなりの部分は拾いますし、今回、定住促進計画のベースになる部分ですね、計画自体には乗ってはいないですが、人口の推移などは拾っております。

何より健康増進課が一番いいのは、母子手帳の交付をやっております。母子手帳を交付いたしますと、当然8カ月後ぐらいに生まれてくるというところがあります。母子手帳の交付が1,000件を下回らないという状況がずっと続いているというふうなことで、次年度、このぐらいの出生数だろうというふうな見込みもおのずと立てられるということで、そのあたりは那須塩原自体は出生数は減ってきていないぞというのは、ただ、伸びればいいんですが、ですからやっぱりほかのところから移り住んでくるというところは必要なんだなという思いがこの保健を担当している課としては、部としては思いがございます。

櫻田委員 了解しました。ありがとうございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

副委員長。

大野副委員長 すみません、74ページの2款1項

3目401事業で、養育医療給付ということで、928万1,000円と上がっているんですけども、未熟児の方ということで。未熟児の方というのは一般的にどこまでの方をいうのか。あとは、何人ぐらいの方を見込んでいるのかというのがわかればお願いします。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 未熟児、一般的に2,000g以下というふうな表現はされております。ただし、医師の判断で2,000g以上であっても保育器に入れる必要があると認められる赤ちゃんについては、この事業に該当するというふうになっております。

人数的なものなのですが、支給件数が一応42名で当初予算は計上させていただいております。

鈴木委員長 副委員長。

大野副委員長 ありがとうございます。

2,000g以下で、それからお医者さんの判断がされると。あとは42名ぐらいの方がということで、それはわかりました。

このほかには給付されるというのは、例えば親の収入が高くて安くて、それは支給されるということでよろしいですか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 そのとおりでございます。一応、個人負担というものが発生をする事業でございますが、所得税を納めた金額によりまして、階層区分、ランクづけされるんですね、自己負担金も。その負担金については、これは県と市が助成しましょうという制度に現在のところなっております。この制度については、県から25年度、本年度移管された事業でございます、25年度については県が3分の3、10分の10を負担していたんですが、26年度からはその3分の1につきましては市の負担、ですから県が3分の2、市が3分の1の負担になります。それが経過措置として27年度

はまた3分の1市がふえると。最終的には10分の10を自己負担分については市が負担するようになる制度になっています。

鈴木委員長 副委員長。

大野副委員長 そこで、例えばじゃお子さんが生まれました、その生まれた病院が那須塩原市外でも、それは大丈夫だということによろしいですか。例えば未熟児だったら自治医大、すぐ運んだりとかってありますよね。それはどこでも一緒ということによろしいですか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 保護者が那須塩原市の住民であれば、当市のほうに申請をしていただくようになります。

鈴木委員長 副委員長。

大野副委員長 社会保険でも国保でもどちらでもそれは大丈夫だということ。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 はい、そのとおりでございます。

大野副委員長 ありがとうございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 73ページの4款1項3目の母子保健事業、101事業の真ん中から下のほうに新規ということで、精神発達相談発達検査用器具というふうに書いてある、これ12万円なんですけど、どのような器具なんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 これは、文字どおり子どもの精神発達を判断する器具でございます。機械というより器具なんです。カードや積み木などを与えて、その動きとといいますか、それを観察して、それを記録いたしまして、それで発達状況を確認するというような器具なんです。もちろん、

今も古いものがあるんですが、それはもうちょっと古過ぎて使い物にならないということで、更新をかけたいということでございます。

相馬委員 わかりました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第9号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第10号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

柳崎健康増進課長 (議案第10号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算についての説明)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします

採決いたします。

議案第10号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、健康増進課の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、以上をもちまして健康増進課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

開きます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、市民課について審査を行います。市民課については常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえ審査を行います。

市民課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願い申し上げます。

それでは、議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

鈴木市民課長（議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 それじゃ、1点だけなんですけれども、47ページで大分パスポートの市役所に来ればとれるというような形になっていると思いますけれども、利用の状況、ふえているのか、減っているの

か、横ばいなのか、その辺ちょっと数をお願いします。  
ます。

鈴木委員長 課長。

鈴木市民課長 これにつきましては、数的には若干横ばいということになっております。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

副委員長。

大野副委員長 すみません、46ページの301事業、新規事業の件で、これは本庁にいただけで、西那須とか塩原、それもカバーできるというふうに考えてよろしいんですか。それとも本庁だけの。

鈴木市民課長 番号制度の関係の。

大野副委員長 そうですね、はい。

鈴木委員長 課長。

鈴木市民課長 これにつきましては、システムにつきましては本庁で一括計上しまして、それと連動してシステムが構築されるというふうなシステムになっております。

以上でございます。

大野副委員長 了解しました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 ありませんか。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

議案第9号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

(その他の質疑省略。)

鈴木委員長 それでは、市民課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

保健福祉部の本定例会における審査は終了となりますけれども、保健福祉部全体についてなにかございますか。

人見保健福祉部長 本日は本当に多数にわたる議案をご審議いただきましてありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

鈴木委員長 お疲れさまでした。

それでは、保健福祉部の本定例会における審査は終了となります。

なければこれで終了といたします。

お疲れさまでした。

#### 散会の宣告

鈴木委員長 以上で本日の予定は終了いたしました。

明日13日は教育部の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時14分

福祉教育常任委員会及び予算審査特別委員会（第二分科会）

平成26年3月13日（木曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員長	鈴木 紀 君	副委員長	大野 恭 男 君
委員	相馬 剛 君	委員	齊藤 誠 之 君
委員	櫻田 貴 久 君	委員	高久 好 一 君
委員	金子 哲 也 君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教育部長	山 崎 稔 君	教育総務課長	菊 地 富 士 夫 君
教育総務課長 補佐	薄 井 信 一 君	総務係長	相 馬 智 子 君
給食係長	齋 藤 芳 子 君	教育総務課 学校整備 推進室長	釣 巻 正 己 君
教育総務課 学校整備 推進室係長	加 藤 正 之 君	黒磯学校給食 共同調理場長 兼業務係長	高 根 沢 威 夫 君
共英学校給食 共同調理場長 兼業務係長	大 澤 博 美 君	西那須野 学校給食 共同調理場長 兼業務係長	神 島 智 行 君
参事兼 学校教育課長	菊 池 紀 男 君	学校教育課長 補佐兼学校支 援係長	後 藤 修 君
学校指導係長	藤 田 健 司 君	児童生徒サポ トセンター 所長	阿 美 享 子 君
生涯学習課長	稲 見 一 美 君	生涯学習課長 補佐兼生涯学 習係長	小 出 浩 美 君
文化振興係長	小 池 久 史 君	青少年係長	鎚 木 寛 子 君
那須野が原 博物館館長兼 学芸普及係長	金 井 忠 夫 君	黒磯公民館長	熊 田 茂 樹 君
スポーツ振興 課長	田 代 晴 久 君	スポーツ振興 課長補佐兼管 理係長	八 木 沢 茂 夫 君

スポーツ振興  
係 長 大 野 薫 君

出席議会議務局職員

議事課長補佐  
兼 議 事 調 査 係 長 石 塚 昌 章 君

議事日程

1. 開 議
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔教育委員会事務局教育部〕

- ・教育部長挨拶

〔教育総務課〕

予算審査特別委員会第2分科会

- ・議案第 9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算

〔生涯学習課〕

- ・議案第31号 那須塩原市社会教育委員条例の一部改正について

予算審査特別委員会第2分科会

- ・議案第 9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算

〔スポーツ振興課〕

- ・議案第32号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について
- ・議案第33号 那須塩原市塩原B & G海洋センター条例の一部改正について

予算審査特別委員会第2分科会

- ・議案第 9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算

〔学校教育課〕

- ・議案第18号 那須塩原市立小中学校教科用図書選定委員会条例の制定について
- ・議案第30号 那須塩原市就学指導委員会条例の一部改正について

予算審査特別委員会第2分科会

- ・議案第 9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算

請願審査

- ・請願第 1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

陳情審査

- ・陳情第 1号 「『子宮頸がん検診対策の充実』を促進し、HPV予防ワクチン接種事業の一時中止を求める意見書」提出に関する陳情

4. その他

## 5 . 閉 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

鈴木委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

教育部の審査 午前10時00分

鈴木委員長 散会前に続きまして、教育部の審査を始めたいと思います。

初めに、山崎教育部長からご挨拶をいただきます。

山崎教育部長 (挨拶。)

鈴木委員長 ありがとうございます。

議案第9号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

鈴木委員長 それでは、教育総務課について審査を行います。教育総務課については常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会第2分科会に切りかえ、審査を行います。

教育総務課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願いを申し上げます。

それでは、議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地教育総務課長 (議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算についての説明)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高久委員。

高久委員 128ページ、10款の上から二段目の小学校教育活動費、市採用の教師が179人と言いましたけれども、この179人はみんな教員の資格を持っている人たちですよ。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 ちょっと私、179と言いましたか、119。基本的には教員の免許を持っておりますけれども、ただし生活支援の先生につきましては教員の資格は求めておりません。図書支援も求めておりません。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 どのぐらいの比率の人が持っていないんですかね、そうすると。生活支援と図書支援と。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 生活支援が予算上では37名で、図書支援が23名ですので、60名が持っていないということです。119分の60ですから、ほぼ半分ですね。

鈴木委員長 ほか質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 すみません、120ページの真ん中から下、事務管理費、201事業の先ほど新規で教員住宅の管理費ということで塩原地区の教員住宅というふうに伺いましたが、これ入居できる数と実際に現在入居されている数はわかりますか。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 塩原にある教員住宅の部屋は、シーアイヴィラというところの大きな建物がそこに4室、市で所有しております。現在は1人減りまして、1名、1室しか使用されておられません。

鈴木委員長 ほか質疑ありますか。

櫻田委員。

櫻田委員 それでは、ちょっと2点ほど聞かせてもらいたいんですが、まず122ページで、西那須野共同調理場720万も電気代が上がっているという説明はあったんですが、オール電化ですよ。それで、建てるときにインシャルかかって、これランニングも毎年毎年このようにかかっているのであれば、電気代がふえたから、また出すよというんじゃないで、何かこの予算を組むに当たって、そういったところの対応は考えなかったのかちょっとお聞かせください。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 これまでの予算立てが過去3年間の平均値をとって予算を、これは全てのところでそういうやり方をしていたんですけれども、実際その過去3年間といいますと、東日本大震災があった年なんかも含めて、本来だったらそこは除いてやるべきだったんでしょうけれども、そういうことがあって、非常に25年度は補正予算でも多分780万と同額ぐらいの金額を補正予算で組ませていただきましたけれども、今度は25年度の実績に基づいて、できるだけというか、その実態に近い数字というか、そういうところを予算に計上するというような方針で、特に、西那須野につきましては光熱水費にかかるウエートというか、予算ウエートが大きいので、そのあたりは慎重に予算組みをしたというところです。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 了解しました。

それと、1つ、そこに自家発電装置とあって、もちろんオール電化ですから停電が起きた場合の危機管理はこういった部分で補うと思うんですが、この自家発電という装置はどのぐらいの間、利用できるのでしょうか。

鈴木委員長 神島係長。

神島西那須野学校給食共同調理場長兼業務係長

自家発電の内訳でございますが、自家発電は消防の防災用の自家発電というふうな説明になってございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 もし停電が起きちゃったときに給食はできないという判断でいいんですかね。

神島西那須野学校給食共同調理場長兼業務係長 はい、そのとおりでございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 その危機管理は十分できているんですよ。停電が起きちゃったから給食食べられませんじゃなくて、何かそういった対応は考えているんですか。

鈴木委員長 係長。

神島西那須野学校給食共同調理場長兼業務係長 今のところ、その対応は考えてございません。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 この前の東日本大震災のときもそうだったんですけれども、対応としまして、できるところしかできないというところで、結局パンとか御飯とかのそういうものに、結局副食というものは、調理場でつくるものはできないんですけれども、パンとか牛乳とか御飯とかそういうものは対応はできるというふうに思うんですけれども。

〔「安心しました」と言う人あり〕

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 そうすると、124ページで先ほど教職員ネットワークで、リース期間が切れて無償で借りられますよ、680万浮きましたよという話なんです。さっきちょっと補佐に確認したら、通常リースを無償で借りる部分というのは税法上、問題が生じるんですよ、借りていたやつを。多分役所は非営利団体だということで、ただその無償で借りる部分の問題は何にもないんですよ。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 無償でリースということではなくて、契約の中で無償譲渡という形です。

〔「もうもらっちゃったという判断ですね」と言う人あり〕

菊地教育総務課長 はい、そうです。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 ちょっと便乗しちゃっていいですか。そうしたら、その例えば無償譲渡になったときのその保守的なものというのは。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 当然今度は保守料とか修繕料とか、そういうものは若干自分たちの中で対応するということになります。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 すみません、その今度、下のところのスクールバス、先ほどご説明あったところなんですけど、これ、ちょっとあれですけども、頼むところとバスはどれを使っているんだか、その辺ちょっとお聞かせ願えればと思いますけれども。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 頼むところって……

〔「要はもともと持っているバスを」と言う人あり〕

菊地教育総務課長 現在スクールバス、委託している形態と、市でバスを持って運行しているところが2種類あるんですけども、塩原につきましては市のバスを民間の方をお願いして運転をいただいております。東原小学校、大原間小学校、高林小学校、高林中学校、一部入んですけども、そこにつきましては基本的には市のバスを使って、市が採用したスクールバスの運転手に運転をいただいております。ただし、今度高林地区で今まで高林地区も2本バスあったんですが、今度もう1本につきましては戸田から戸田小学校

の学区の子どもたちをひろって、高林小学校に乘せていくんですが、そこにつきましては完全に民間委託ということで、民間の車で民間の運転手に運んでいただくというような形をとらせてもらっています。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 ありがとうございます。

そうすると、多分前日も1回お聞きしたんですが、これのスクールバスの運行をしている時間だけの拘束なんでしょうか。それとも、帰りまでは1日拘束するんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 市で採用しているスクールバスの運転手につきましては、スクールバス業務だけではなくて用務員の業務を兼務をしてもらっています。東原小学校を1つ例にとりますと、例えば朝7時ぐらいからスクールバスという業務にはつがなくちゃいけませんので、朝早い時間に勤務をいただいで、それでお昼ぐらまで、朝、子どもたちを学校に運んだら、あとは用務員の業務に戻ってもらいまして、今度はお昼ぐらから別なもう1人の用務員さんが来ていただいで、用務員業務をして、夕方、今度はスクールバスの業務についてももらっているということで、2人体制で今度はやっていただく。そういう体制をとるとということで今年度から予算化もしております。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 次、ページ飛びます。127のこの間、質問させていただいた見守りシステムの一応今後のタイムスケジュール的なものがわかれば。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 今年度25年度につきましては、三島小学校で行いまして、そのときには9月ぐらいに2回ほど学校において、保護者の方に集まっていたいで説明会を行って、そこで加入をして

いただいてということで進めたわけなんですけれども、これにつきましても新年度は今度は全校に広げるということになりますと、非常に小学校だけでも2校減ただけで23校ありますので、そこに業者と、あと私どものほうで行って、地域説明会をするということだと非常に4月、5月あたりのスケジュールで説明会を行わなければならないというふうに考えておりますが、現時点でそこまでのタイムスケジュールしか、まだちょっと今のところ持っていません。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 127ページの小学校施設整備事業、301事業の新規の扇風機設置なんです、この扇風機設置ということになったまでの経緯と、それから先日、本会議のときに1教室につき2台というふうに伺いましたですけれども、壁かけのものと天井づけのものがあるというお話を伺いましたですけれども、扇風機2台で全部のその部屋全体が同じように網羅されるのかどうか、そういう検証をされて、こういうふうになっているのか伺います。

鈴木委員長 課長。

菊地教育総務課長 まず、扇風機設置に至る経緯ですね。これにつきましては、近年非常に夏の期間が暑い、夏暑い日が続くということで県内どこも多くのところ非常にエアコンも含めて、そういう冷房施設をつくるというような流れがございます。本市は県北ということで、これまで比較的程度そういうものが少ないということでは思っていたんですけれども、大変、校長会とか、あとはPTAのほうからの要望とか、そういうところもありまして、やはり子どもたちの環境をもうちょっとよくしてほしいというところで要望を受けまして、それを受けてエアコンにするか扇風機にするかというところは検討したんですが、エ

アコンでいきますと、もう十数億の金額、あわせてその学校の受電施設の大改修みたいのが必要となるということから、扇風機がいいだろうということで判断をしてつけたというような経緯がございます。

あとは、1教室2台ということなんです、これは那須町とか大田原あたりでも、大体つけておりまして、あとは高林中学校とか、ほかの学校で幾つかついているところがあるんですね。そういうところで必ずしも涼しくなるとまではいかないんですけれども、窓をあけたりとか、太陽を抑制するというので、6月の後半から7月ぐらいつけて、少しはその環境が改善できるかなというところで、対応はできるのかなというふうに思っています。

鈴木委員長 ほかございますか。

大野副委員長 委員長。

鈴木委員長 今、扇風機の話なんですけれども、体育やった後、教室に入るまでにミストというの、水の水蒸気の細かいという、ああいったものを今後つけていく計画なんかはちょっと頭にあるのかどうなのか。結構夏場だけで結局、西那須野にしろ、やっぱり暑いという中では体育終わった後に教室入る前にそういったものがあると、かなり体を冷やす効果はあるのかなというふうには聞いているので、そういった計画今後はあるのかどうなのか。なければこれから要望したいとは思いますが、それだけ確認ということで。

大野副委員長 課長。

菊地教育総務課長 今までミスト等を入れるとかいうことをちょっと検討したことはありませんでした。今後研究をしていきたいと思っております。

鈴木委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、

質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第9号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、次第にございませませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 なければ、教育総務課の皆様から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時49分

議案第31号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

開きます。

それでは、生涯学習課所管の常任委員会審査を行います。

生涯学習課の皆様申し上げます。

議案等の内容説明につきましては、簡潔明瞭によろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議案第31号 那須塩原市社会教育委員条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲見生涯学習課長（議案第31号 那須塩原市社会教育委員条例の一部改正についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

櫻田委員 今現在のこのおおむね20人以内という文言入っていますけれども、現在の人数と、これはどのぐらいから20人ぐらいのまでだったという、何かその大枠、ガイドラインをお示ししてもらえればと思うんですが。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 現在、社会教育委員は20名の定員でございます。今回の条例の内容と同じで、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者というふうになっております。

20名の内訳を簡単に申し上げますと、小学校、中学校、高等学校から代表をお一人ずつ、それから、社会教育関係者といたしまして文化協会、体育協会、活動団体としまして輝きネットなすしおばらの会長さん、それから市PTA連絡協議会の代表、ボランティア連絡協議会の代表、自治公民館連絡協議会の会長、老人クラブ連合会の代表、コミュニティー連絡協議会の代表、それから公民館運営審議会の委員長、それから家庭教育オピニ

オンリーダーの代表、子ども会育成会の代表、それから学識経験者といまして宇都宮共和大学の学長さん、それから聖徳大学の教授、文星芸術大学の進学統括部長さん、それから元高等学校の校長先生をされた方で社会教育に造詣の深い方2名、それから市の黒磯観光協会の代表など、非常に幅広い範囲から選出をさせていただいております。

以上でございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第31号 那須塩原市社会教育委員条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第31号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算審査特別委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予

算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲見生涯学習課長（議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたけれども、ここで暫時10分間休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

鈴木委員長 それでは、休憩前に戻りまして審査を始めます。

質疑を許します。質疑ありますか。

相馬委員。

相馬委員 135ページ、その前からなので、これは134ページの黒磯公民館管理事業、101事業の135ページに入って、一番上段から3段目で新規の助成、リーダー養成研修というのが入っておりますが、これは、すみません、内容を伺ってよろしいでしょうか。

鈴木委員長 館長。

熊田黒磯公民館長 これは随員の職員の施設入場料をこしから黒磯公民館に限らず、15の公民館で計上させていただきました。といいますのは、随行したときに食事は当然どこでもとるんですが、施設を見学する場合の入場料、これは随員職員が自腹で出していたものですから、それを今年度から、ですから同じようによその公民館も、名称は若干違いますが、施設見学料という形で計上させていただきます。

以上です。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 じゃ、すみません、もう一つ伺いたい

んですが、厚崎公民館管理運営事業、201事業で、下のほうから新規事業で運動会放送設備設置というふうにあります。厚崎公民館の運動会放送というのは、厚崎公民館の運動会の放送設備はどこに設置、公民館にグラウンドはないと思うんですけども。

鈴木委員長 館長。

熊田黒磯公民館長 これにつきましては、今回、通常運動会をやっている会場を学校の関係から、この小学校をお借りするという事なんです。そうしますと、日曜日で先生が出てきていないので、放送設備をお借りするためには、先生が出てきていただくようになってしまうものですから、以前、鍋掛なんかも利用者さんにお願いをして、その日だけの放送設備をお借りしているものですから、その設置料を計上させていただきました。

鈴木委員長 ほかにございますか。

高久委員。

高久委員 147ページの新座市との交流でちびっこふるさと探検隊、これは人員はどのくらいで、地域側から何か協力とかあるんですか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 新座市から17名おいでになりまして、同数でこっちからの子どもたちを募集いたしました。泊りがけでさまざまな交流を行います。

高久委員 1泊ということでもいいですか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 1泊でございます。

高久委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 133ページの教育祭ですけども、これは説明では西那須野地区の産業文化祭のあれが今度は一緒になるということで、大変いいと思うんですけども、今まで、地理的にというか、西

那須野は西那須野の人がいるので、来やすかった面があるんですけども、今度はかなり遠いところへ行かなくちゃならないということで、その辺の問題がすごくあると思うんですけど、ここには、それはそういうことがちょっと考えて網羅されているかどうかという。例えば何かバスを用意するとか、そういうことが考えられているのかどうかということをお聞きしたいんですけども。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 宇都宮共和大学ということで高林、アウトレットの上のほうにございまして、あそこを使い始めてから生涯学習振興大会においでになるお客様が倍増しておりまして、今年度につきましては2,000人を超えております。そのために駐車場が確保が、また26年度はそういうことで教育祭も組めますので、非常に多くのお客様がおいでになるというふうに予定しておりますので、アウトレットの駐車場をお借りするという予定でお話をさせていただきました。

そして、あそこからバスで送り迎えということも、今後考えていきたいというふうに考えております。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 それもあるかもしれないんですけども、それと同時に、例えば西那須野地区産業文化祭のそういう人、今までいた人を今度はこっちまで、それは自家用車で来ればいいといえいいのかもしれないけれども、結構遠いという感覚というか、共和大そのものを知らないというか、例えば西那須野の人、塩原の人が共和大なんてあるのというぐらいの感覚の人が多いので、そういう例えばバス仕立てて西那須野公民館から連れてくるか、そういうことは一切、何らかのそういう方法は考えていないのか。例えば、それじゃ駅から、じゃバスを出すかとか、何か考えていないのかな

というふうなことをちょっと考えました。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 基本的には、そこまではちょっと考えておりませんでしたけれども、ただゆーバス等も共和大は通っておりますので、そういう交通機関等も利用していただければなというふうには思っております。

金子委員 わかりました。

予算と直接関係はないことなので、あれです。

それと、じゃ。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 142ページの文化振興事業のほうで小学校の演劇公演ワークショップ、これについてと、それから中学校オペラ鑑賞教室、これはバス借上げで、あとこっち、その後のほうに中学校オペラ鑑賞教室というのが入っているわけですが、バス借上げというのは、単純なバスの借上げで生徒を運ぶんでしょうけれども、そして今度、オペラ鑑賞ということで270万、これは例えば黒磯オペラに対するあれじゃなくて、鑑賞教室のほうにこれが出ているのかなという、その辺のところをちょっとわかりやすく説明願えればと思うんですけども。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 まず、小学校演劇公演ワークショップでございますが、この委託料の一番上に小学校演劇公演というのがございます。これは6カ所の小学校で延べ8校の子どもたち演劇公演をするわけですが、その演劇公演の1週間程度前に劇団員が各小学校を訪問しまして、そこでワークショップを開きます。さまざまな演劇等のテクニックなどのお話のほかに子どもたちと触れ合いながら、自分の表現方法を磨くというような形でワークショップを開きます。

これ、24年度に試験的に実施したところ、小学

校から非常にとてもいい授業だということで、昨年、ことしと連続いたしまして、各小学校で劇団員によるワークショップを開こうと。そのワークショップを見た後で、そのワークショップに参加して下さった劇団員さんが今度演劇をするわけでございますけれども、その演劇を見るということについても、大変効果があるということで評価を先生方にはいただいております。

それから、続きまして中学校オペラ鑑賞教室のバス借上料でございますが、これは今年度も1月に行いましたけれども、黒磯文化会館におきまして全中学校の2年生を集めまして、そこで1日オペラを見ていただくと、鑑賞していただくという授業でございます。そのバス借上料と、それから交付金として、中学校オペラ鑑賞教室として270万円を出しておりますが、これは実行委員会に対するこの公演のための交付金ということでございます。

これに関しましても、黒磯文化会館の1階のオーケストラピットを外しまして、ここにオーケストラを入れてオペラをやるわけでございます。指揮に当たった先生……

〔「荻野先生だね」と言う人あり〕

稲見生涯学習課長 はい、とお話をしたんですけども、黒磯でやるこの公演の中学生の鑑賞態度はすばらしいということで、また見ていただいた先生方も、随行していただいた先生方も大変すばらしい公演だったというふうにやはり評価をいただいております。

以上でございます。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 そうすると、黒磯オペラに対する支援補助、これはないんですか。

鈴木委員長 係長。

小池文化振興係長 こちらの交付金といたしまし

て、中学校オペラ鑑賞教室ということで270万となっておりますが、これはその年度のオペラの制作費の一部として充てていただきたいということになってはいますが、ただ一般公演を前日に行っておりますので、市として交付金の対象とするには、そちらの2公演のうちの半分、こちらを全額市のほうで持ちますと、そういう形でやっていますが、基本はそのオペラを、その年の年度のオペラを制作するための制作費の一助として使ってくださいという考えで、こちらのほうでは出してあります。鈴木委員長 金子委員。

金子委員 それはわかりました。

それで、この中学校オペラ鑑賞にしても、それから例えばその上のずっと餅つき唄から始まる1万8,000円のこの補助にしても、前からすると1割減になっていると思うんですよね。それについての例えば生涯教育のほうでもとに戻すような請求をして、それでまたこうなっちゃったということなのか、もうこれは請求なんかしませんよということなのか、そういうことは聞いてもいいのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 補助金の削減のこととしては、市の大命題ということらしいんでございます。私もも財政のほうと協議しまして、どうしても多くあげられないということでしょうし、これを増額して出しても認められることはまずございません。

さまざまな今回も新しい事業で建築事業等入っておりますが、全て9掛けで査定されておりますので、この時代には残念ながら無理かなというふうに考えております。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 はい、それはよくわかります。

それで、だけれども、こんな要望はしちゃいけ

ないんだろうけれども、声はぜひ上げてもらえればという、これは要望はしちゃいけないからあれだ、ちょっとそういう感じがします。

それで、続けて。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 144ページの黒磯文化会館運営事業の中の下のほうで、文化会館自主事業運営費で1,000万あるんですけども、これの主なものはわかっているのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 26年度の事業でございまして、まだ具体的にこの講演、あの講演というのは決定がされておられません。

それで、オヤガネで毎年1,000万円を自主事業に上げて、入場料等で黒字になった部分は半分程度バックしていただくというような形になっております。具体的にはまだ決まっていないと。

金子委員 未定ですか。はい、わかりました。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 じゃ、それはわかりました。

それと、146ページのほうで、博物館の収蔵資料収集調査のほうで、ここに彫刻ブロンズ化というのがあるんですが、これがどういうものをしていくかということと、あとは書画・骨とう品の歴史資料、自然資料、それについてちょっと説明をお願いします。

鈴木委員長 館長。

金井那須野が原博物館館長 さきに彫刻のブロンズ化の件ですけれども、こちらのほうは今まで継続してやらせていただきました南庄作のほうのブロンズ化でございます。要するに、石こう像というような形だったものですから、それを永久的な部分でのブロンズ化にするというような形でのこの事業の一連のものでございます。あともう少し、あと何点かで最終になるかなと思っております。

ある程度等身大のということで、金額的にもちょっと張ったというところがあります。

次に、書画骨とう、美術購入のほうの関係ですけれども、歴史資料に関しましては古文書関係とありますが、絵図面とかそういった形で、要するに那須塩原、那須野が原の部分の中の部分と、あとそのほかの近代史とか、そういった部分でのところでの資料の購入というような形を1つとっております。

あと、自然に関しましては、今、うちのほうでもコレクション化しているんですが、化石関係、特に塩原化石というのは、本当に日本でも有数な化石層にもなっておりますので、そういうところをクローズアップするということも含めまして、博物館としてもそれに周りの部分、ある意味は外国の部分も含めてですけれども、そういったものを収集することによって、展示も含めて、あとは子どもたちへの学習と、そういったものにも活用していきたいと思っております。

以上でございます。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 このブロンズ化は何点で、そしてはつきりどれをやるというのはわかっているのでしょうか。

鈴木委員長 博物館長。

金井那須野が原博物館館長 ブロンズ化につきましては、以前にもう予算の中で、男女をやるという形でもう決めておりまして、「黎明」という像がございまして、「黎明」自体は県のほうの運動公園のほうにかなり大きなものがありますけれども、その原型となるものの女性像のほう、2体あるわけですが、2体できないものですから、1体の女性像のほうからやろうということで考えております。

以上でございます。

金子委員 はい、わかりました。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 それと、その下の博物館教育普及事業のほうでの委託料と、展示ディスプレイとかいろいろ出ているわけですが、そこの中で26年度に何をやるかというようなことは、大体もう決まっているのでしょうか。

鈴木委員長 館長。

金井那須野が原博物館館長 先ほども課長のほうからご説明をさせていただきましたけれども、館としましては、もうほぼ原形が全てできまして、ここの議会で承認がいただければ、すぐに印刷にかけるというような形で、ちなみに4月15日、開墾記念祭の日から那須野が原の華族農場ということで、華族、男爵や侯爵と言われた、その華族の人たちの農場の資料、あとはその個人的な資料というものを出していきたくと思っています。

ちなみに、4月15日から今現在もうほぼ終わりましたけれども、常設展のリニューアルのオープンを考えております。同時にここを開催したいと。

夏に関しましては、栃木の化石発掘ということで県の博物館とか、葛生化石館とか、共同で行っていくというふうな形での特別展を考えております。

来年度、博物館10周年というふうな形であるものですから、秋の展覧会につきましては、三島通庸と高橋由一に関しまして、「近代を写実せよ」というタイトルをつけましたけれども、そちらのほうで歴史と美術の部分というような形で、旧の西那須野町郷土資料館からも三十数年、ずっとこの三島と高橋については追っかけてきましたので、その集大成としての展覧会を開催したいと思っています。

最後に、縄文ですね。槻沢遺跡ございまして、縄文に関しまして、なかなかちょっと展示する機

会がなかったものですから、今回特に子どもたち  
にうまく、縄文の土器が云々ではなくて、縄文時  
代ってどんなところだったんだというところ、人  
たちはどんな人なのというところを含めた、かな  
り子どもに教育的な部分も含めまして、そちらの  
ほうで展示を考えております。

以上、4本を予定しております。

以上になります。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 大体のところわかりました。

それで、10周年ということで力を入れてやるん  
だと思えますけれども、これが対外的にも、これ  
はもちろん知らせることは大事なんだけれども、  
市民が博物館は私たちの博物館だというふうな気  
持ちは、認識を持つような、そういうことにぜひ  
こういう中で力を入れてもらいたいと思うんです  
が。それで特に日新の館もこれらの中に一部含ま  
れているんだと思うんですが、日新の館について  
は特に知られていないというか、そんなのあるの  
というぐらいの認識も相当、特に西那須野地区に  
おいては多いので、私も今、年間100人連れてい  
こうということで頑張っているんだけれども、  
博物館のほう自体がやっぱり市民の博物館という  
意識を、本当に私たちの博物館なんだという意識  
を持つような、そういうPRというか、PRだけ  
じゃなくて、中身も一緒になってということをや  
り、一生懸命やっているのはもちろんわかるん  
ですが、そんなふうなあれにやっていただければ非  
常にありがたいなと思うので、質問終わります。

鈴木委員長 ほかにございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 それじゃ、すみません、134ページの  
コミュニティ活動費、501事業なんです、助成  
事業で一応250万で4カ所申請しているという話  
ありましたが、もしそれ申請漏れたところは250

万というのはどんなように充てるんですか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 これほとんどそのコミュニテ  
ィで事業等に使う備品が主でございます。です  
から、備品を新しくしたいとか、そういう形です  
ので、つかなかったからといってコミュニティ事  
業ができないということではございません。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それと、前年が6つ申請して5つ通っ  
たとか、去年が1つあったとかというのはある  
んですけども、これは連続して登録、申請する  
ということではできないんですか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 一度いただけますと、まず3  
年間はいただけないと。これは決まっているわけ  
じゃなくて、県の大卒の要望の中から選んでいく  
ものですから、過去には1年置きにもらえたなん  
ていうことも、随分過去ですが、そういうこと  
もございました。しかし、現在は一体幾つの団体  
が申請をしたかということによって、この団体は  
3年前にもらっているからというような形で査定  
をされているものであります。

櫻田委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それでは、147ページなんです、青  
少年健全育成事業の201事業で、もちろん成人式  
等へ行って、雰囲気等も見て感ずる部分はある  
と思うんですが、こういった予算を組む上で、今  
行っている成人式のやり方が果たしていいのか  
という部分と、あと新成人という、成人の人たち  
が来て、見るあの雰囲気ですよね。約45分の  
式典だと思うんですが、市長のお話とさほど  
来賓もいるわけでもなく、ほとんどの挨拶が  
割愛される中で、先日の中学生のように1時  
間半から2時間きっちり聞いて、5年後があ  
あいうふうになってしまう

というのを勘案すると、こういった予算を組む上において、成人式のあり方も少し考えるべきではないかなと思うんですが、そういった議論は庁内でなされていますか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 前のこの本委員会の中でも中学校区にしたらどうかというようなご意見も頂戴いたしました。私どもでもいろいろ考えまして、今回、成人式の成人者対象にアンケートをちょっとらせていただきました。1つだけ内容をご紹介しますと、4つ目の問いに会場の数についてどうするのが望ましいでしょうかというアンケートを出しました。文化会館1カ所でやる、それから現行どおり3カ所でやる、それから中学校区10カ所でやる、その他という選択肢がございます。一番多かったのが80.7%で3カ所、現行どおりということでやってほしいという回答をいただきました。

これは、成人式は少年から青年になる節目として行っている事業でございますけれども、やはり私どもでも生涯学習的な見地から成人者実行委員会をつくりまして、3つの実行委員会をつくって、その中でどんな式にするのか検討させていただいて、職員がそれに協力して、ですから3カ所、おのおの違った形で成人式が行われていると思います。ですから、そういう人たちがこれからのリーダーになってやっていただければいいなという気持ちもございますが。

実は私どもでは、そのために職員が教育部内の職員を大量に集めて、あちこち3カ所に行かせていただいて、運営をさせていただいておりますが、実はできれば1カ所でやればいいなというふうに思っています。しかし、成人者の希望は8割以上の方が3カ所でやっていただきたいというものがありますし、10カ所、中学校区でやってほしいと

いう回答は7.7%でございました。

成人式のあり方等については、これからもいろいろ考えていかなければならないと思いますので、いろいろご意見を頂戴いただくことはうれしいのですが、今のところ、このスタイルでやるしかないのではないかなというふうに考えております。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 すみません、先ほど金子委員がちょっと聞いたんですけども、もう一回確認で、教育祭の部分は10周年記念でやるということで、例えば、じゃ、11年目もこの予算で上げていく、今後方針という形でよろしいんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 今26年度の教育祭やってみないとかのような形になるかわかりませんが、実績等を踏まえまして、私どもは思ったとおりの成果が上げられれば、これからもそのまま続けていきたいなというふうに考えております。

鈴木委員長 いいですか。ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにこと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案9号は全員異議なく可決すべきも

のと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

(その他について質疑)

鈴木委員長 なければ、以上で終わります。

大変にお疲れさまでした。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時58分

鈴木委員長 では、おそろいですのでよろしいでしょうか。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 スポーツ振興課所管の常任委員会審査を行います。

スポーツ振興課の皆様に申し上げます。

議案等の内容説明につきましては、簡潔明瞭にお願いを申し上げます。

それでは、議案第32号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

田代スポーツ振興課長 (議案第32号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についての説明)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第32号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第32号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第33号の上程、説明、質

疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第33号 那須塩原市塩原B & G海洋センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

田代スポーツ振興課長 (議案第33号 那須塩原市塩原B & G海洋センター条例の一部改正についての説明)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 確認なんです、もう一回なんです、サブアリーナにウエートトレーニング等の機材は

入っていないというのでよろしいのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 現在、トレーニングルームのほうにはトレーニングのマシン等が入っておりません。

鈴木委員長 そのほか質疑ございますか。ありませんか。

高久委員。

高久委員 大体、利用人数どのくらいあるのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 本年度の12月末までですが、体育館のほうは利用人数で言いますと8,936人。これは体育館ですので、メインとサブアリーナ、今のトレーニングルームとの合わせての人数になります。

鈴木委員長 そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第33号 那須塩原市塩原B & G海洋センター条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第33号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 それではここで、福祉教育常任委員会を予算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえます。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

田代スポーツ振興課長（議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありますか。質疑ございませんか。

相馬委員。

相馬委員 まずなんです、負担金ということで指定管理料増税分というのが各施設に出てくるんですが、ちょっとすみません。これの説明を、恐らく消費税が上がったということなんでしょうけれども、細かく説明していただけますか。お願いします。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 指定管理者の消費税が8%に上がりますので、その増税分3%分の上乗せということで負担金として計上しております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 委託料と負担金と別になるということなんです、これは。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 そうということになります。

相馬委員 わかりました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 すみません。青木サッカー場の整備事業のところなんですけれども、大体わかったもの

ですが、昨年度は2億8,000万使って今回は6,000万ということで、一応経緯だけでも教えてもらえればと思うんですけども。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 昨年というか本年度ですね。

齊藤委員 ごめんなさい。本年度です。

田代スポーツ振興課長 本年度、人工芝グラウンドAを整備いたしましたんで、それが今年度管理をするということで事業費的には減額となっております。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 それでは、馬場整備計画について何点が質疑をしたいと思いますが、去年の11月から馬場整備に関しては説明をいただきました。その後、当初、部長から説明いただいたのは1億1,000万ぐらいの規模でやるという話から、今日、最終的には5,000万ぐらいまでなってきた経緯と、それと庁内ではスポーツ施設振興計画に基づき整備をするわけだったのが、急に僕らが3月に、ちょうど1年前ですね。スポーツ施設振興計画を議決したにもかかわらず、そういったいろいろ説明を聞きましたが、確認の意味でなんです、通常このスポーツ施設振興計画というのは、本市においてのスポーツ施設の整備に関してのバイブルというか、根幹のある計画だと思っているんですが、そういったものが、今回だけだと推測するところではありますが、それってやっぱり基本方針がこうふうな形になったよという丁寧な説明をしていただければと思うんですが。まずお願いします。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 まず金額が下がった件なんです、精査の結果、当初、屋外馬場の整備まで予定をしておりましたけれども、屋内馬場でも

十分事業執行ができるという判断をいたしまして、屋外馬場については今回は整備をしないというふうになったものですから、金額的には減額になったということでございます。

それから、スポーツ施設整備計画のほうへの位置づけの関係ですが、議員おっしゃるとおり3月に議決をいただきましたスポーツ設備計画の中には、馬場整備という形での位置づけはされておられません。

ただ、スポーツ整備計画の中でも整備年次等につきましては、施設の状況あるいは社会的状況の変化を踏まえて、必要に応じて見直しをしていきますというようなことで、今回その屋内馬場施設の資産価値について有効な活用をしていきたいと思いますというようなことが出まして、馬場整備に至った経過でございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 スポーツ施設整備計画なんです、こういうのを策定するに当たって、通常ですと学識経験者とか、例えばそういった関係の人たち、そういったアドバイスをもらってつくった経緯があるんですか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 スポーツ施設整備計画については、スポーツ推進審議会ですね、そこに諮りまして、さらには教育委員会に諮り、当然庁内、庁舎内の協議等を経て作成をしております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 いろんな意味での予算をつけて、もちろん計画があって予算つけて執行だとは思いますが、例えば僕たちが説明で聞いていたのは、施設の1,000万以上かかるやつは教育委員会の、教育委員ですか、教育委員会の承認が必要だという話は聞いているんですが、この馬場整備計画について教育委員会はどのような判断をしたのか。ま

た、どういった議論がなされたのかお伺いします。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 教育委員会のほうですが、馬場整備事業につきましては、教育委員会のほうには報告というような形で、こういう整備をしますというようなことでの内容の説明を行っております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それだと通常の施設をつくるに当たっての整合性がとれないと思うんですけども、通常の施設に関しては教育委員会の承認をいただいて実行したと思うんですが、なぜ馬場に関しては報告で終わったのか、その辺の事情もお聞きします。

鈴木委員長 部長。

山崎教育部長 ちょっと弁明的な話になりますが、従来、何というんですかね、整備計画を策定した後に、当然それは継続性のある計画ですから、当然それに従って我々も整備しなければならないという一定の、議員おっしゃったようにバイブル的な指標を示すものであります。

ただ、市の市政が定住促進のほうに大きくかじを切ってきたということで、議員懇談会もしくはその中でもお話が出たと思いますけれども、つまり今まで見逃していた既存施設のその価値を、要するに最大限に活用していきたいというふうな執行者というか執行部のほうの考えもあります。

それについて、それが一つの定住促進あるいは那須塩原市の特異性、特殊性を活用するのも非常に有効ではないかというふうなお話もいただいたんで、それからにわかに検討し出したということですから、くしくも市長が答弁の中でも言ったように、すぐに施策に載せていく必要があるということから、改めるにしくはなしということですか、そういうことで計画を練ってきたとい

うことであります。

だから、議員が心配しているこれまでの一連の手續等については、今回は非常に端々で省略してきたというのが確かに現実です。じゃ、教育委員会での承認をとったのか、あるいはスポーツ審議会委員への承認も、あるいは計画変更の話もしているのかということではあるんですが、それらについてもこの11月、12月に説明した後も、そういった手續等は今回の中身に限っては全部省略してきたというか、そういう現実です。

ですから、それについて批判を受けるのは、私はいたし方ないとはもう思っていますけれども、今回の流れの中では教育委員会の承認、スポーツ推進審議委員さんたちの理解、承認をとってはきていないんです。

以上です。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 通常ですと、私たちももう部長から11月に全協のときに説明がありました。その後、何回か担当部局ももちろんスポ振の課長からも、僕ら説明を受けたりしていますが、基本的に定住の件であれば企画、ホースセラピーに関しては福祉、もちろん小学校4年生1,000人を毎年乗せるというふうな話も聞いていますんで、そうすると教育部。いろんな庁内を横断して決めるべきだと思うんですが、通常そういった部分の説明が庁議に上がってきて、十分な議論をなされるんだと思うんですが、庁議で十分な議論をなされたんでしょうか。その辺もお伺いします。

鈴木委員長 部長。

山崎教育部長 庁議の審議については、何人かの部長さんは提出した中身について賛成しかねるといようなお話も確かにありました。ただ、最終的にはこれでいぞというふうな執行部側からの考え方がありますから、個々に細部について、あ

るいは基本的な方針について、そういう納得しかねるような部長さんとか考え方があっても、やっぱり執行者の方向性としてはこれでいきたいと、ぜひやらせてくれということになれば、おのずと我々はそれに従って淡々とその計画を進めなければならないというスタンスでもありますから、そういう、議論まではいかなかったですけども、賛成か反対かというふうな大きな分け方からすれば、何人かの庁議の中での反対的な意見はございました。

以上です。

鈴木委員長 櫻田委員に申し上げます。

整備計画等の進め方云々ではなくて、あくまでもこの馬場整備事業そのものについて、予算が的確か不的確かという部分での話ですから、そこを明確に分けて質問をお願いしたいと思います。

櫻田委員 この予算が組まれるに当たって、経緯を聞くのはまずいんですかね。

鈴木委員長 それはいいんですけども。

櫻田委員 今はあくまでも庁内会議から何から全部経緯なんですよ。この馬場の整備計画については11月にも十二分に説明があって、今やっとここで予算化が出てきて、やっとここで審議をしているわけですから、その前段の部分のわからない部分を聞くのは質疑に当たらないんですかね。

鈴木委員長 もうこれは既に出ているものです。整備計画として、この事業として出ているものですから、その経緯についてはもう、ある意味においても過去のものという言い方はないんですが、そういう部分で、あくまでもこの馬場整備についてどうなのかという部分での質疑をお願いしたいと思います。

櫻田委員 だから馬場整備に、ここに上げてくるまでに、これからも聞こうと思うんですが、例え

ばサッカーですからサッカー協会ですとか、そういうところと打ち合わせをしてこういう計画を立てたのかという経緯も聞いてはダメなんですかね。

鈴木委員長 それも今言ったようにもう出てきているものですから、その段階においては、じゃ、それを聞いた上でどうなるのかという部分の話になっては進まないと思うんですよ。

だから、それを言ったんでは、本当に今言ったように話は進まない。これについては、馬場についてどうなのか……

櫻田委員 納得、賛成をするに当たって、そういう経緯がわからないとなかなか賛成することは難しいと思うんですね。だから経緯を聞いて納得した上で、予算はやっぱり承認するものだと思っと思っていますんで、ただ出てきたから、じゃ、それでいいですよというのではないと思うんですね。納得する上でも、その経緯を聞いて納得しないとなかなか難しいと思っているんです。

鈴木委員長 じゃ、的確に、そここのところの流れというのを。

じゃ、暫時休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時35分

鈴木委員長 じゃ、暫時休憩をやめて戻ります。

質疑ありますか。

相馬委員。

相馬委員 先ほどの150ページの馬場整備事業について、屋外施設のみの整備というふうになりましたけれども、屋内施設を整備して、その中の馬場としては、中身はどんな事業をお考えなのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 屋内馬場の整備ということですが、現在ある馬場を修繕というような形で、断熱材を直したりとか鉄骨のさびを取ったりとかいうふうな作業になりますが、それが終了してから小学生や障害者等を対象とした乗馬体験の教室、あるいは一般市民も対象とした乗馬教室等に活用をしていくということになります。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 事業のその最大の目的が定住促進だということなので何ったわけですが、そこに小学生が乗ることと、あと乗馬体験をさせるということと、あともう一つがあって、その定住促進につながるという、その関連性をもう一度ご説明いただいてよろしいでしょうか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 一般的に乗馬をやるということになりますと、多額の入会金とか、あるいは当然、会員というような登録をしてやっていくのが一般的な乗馬かなとは思っております。多額の費用がかかるのではないのかなということで、市のほうで市営としてやる場合には、小学生なり、あるいは障害者等については無料で体験をさせたい。また、市民のほうの体験についても、一般的な民間よりは安価な料金で乗馬体験をさせていきたいというふうには考えております。

その辺が民間でやるのと大きな差があるのかなとは思いますが、また屋内馬場については県内でも初めて持つ。あるいは、ほかの自治体そのものでも、そんなに多く持っているところはないと思いますので、その辺で全国的に屋内馬場を有している自治体ですよというようなことでのPRができるんじゃないかなと。そのようなことから定住促進につながっていくのかなというふうには考えております。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 今、定住促進という形で出ましたけれども、他の自治体も余り持っていない、数も少ないというんで、もう一度、持っている自治体としては今把握しているのはどのくらいあるんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 私のほうでも全部のあれを把握しているわけではありませんので、近間で申し上げますと、あとは各自治体でも馬場というのと、もう一つは、何というんですかね、馬術場というか大きな大会などを開ける馬場まで持っている自治体もあるとは思いますが、私のほうで今ちょっと把握している部分ですと、近間ですと議員さんたちのほうも視察に行ってきたかなと思うんですが、横浜市の三ツ沢競技場、それから御殿場、長野の松本市ですね。松本市あたりは大きなあれになるのかなとは思いますが、それと長野県の上田市に同じように馬術場というような形で運用していますし、ちょっと離れたところになりますけれども、滋賀県大津市のほうにも馬術場というような形で所有はしております。

以上です。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 ということは、こういうふう聞いていいかどうかちょっとわかんないんですが、スポーツ振興課で行われているスポーツ振興策ということではなく、定住促進が目的であって、その馬場を利用したそういったスポーツ施設ということではなく、あくまでも定住促進を促すための宣伝をするための施設として管理をするというのが目標になるということなんでしょうか。こんなふうにはちょっとすみません。聞こえませんでしたすみませ

ん。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 当然、スポーツ振興課が所管としてこの馬場のほうを担当していくということになれば、当然のことながら今、スポーツ振興課のほうでは市民一人1スポーツというようなことでスポーツ推進のほうに向けてやっているわけですから、多分議員のほうもおわかりかと思うんですが、馬術人口、非常に少ないです。その辺で多くのスポーツのほうに力を入れるのか、あるいはマイナーなスポーツのほうにも力を入れて、そこでスポーツ人口をふやしていくのかという部分もあるかと思しますので、その辺で一般市民も、この馬場を利用して馬術に興味を持っていただくように向けていくというのもスポーツ振興課の仕事だと思っております。

以上です。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうすると、この施設の整備計画について12月の一般質問もさせていただいたんですが、またすみません、さっきの櫻田委員の話にもしかしたら近寄っていってしまうかもしれないのですが、整備の基本方針が拠点化を図る。全てその競技種目の拠点化を図っていくというのが方針で、その地方によっては、その自治体によっては総合化を図って総合運動公園、総合運動公園というふうにつくっていくつくり方と、本市の場合は拠点化ということで各種拠点拠点を設定したつくり方をしていきますよというふうなことで決定された計画だったんだろうと思うんですが、青木にサッカー場を拠点化としてするといったときに、先日、課長にお伺いしたときにも、サッカー場の下に馬場の看板を立てるんだ、つけるんだとかっていうお話になったときに、拠点化をすると言って計画をスタートしたその基本方針に、そのほかの施設

についても、どんどんそういうふうにする基本方針が曲げられていくのか。

12月の質問では、部長は基本方針を変更したわけではありませんというふうなご答弁をいただきましたですけども、その基本方針と、この馬場整備に関する兼ね合いを、大変申しわけございません。もう一度伺ってよろしいでしょうか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 現在ありますスポーツ施設整備計画、議員おっしゃるとおり拠点の整備でやっておりますので、その基本方針そのものは変えるつもりはございません。たまたま今回、青木サッカー場の中に屋内馬場という資産がありました。その有効活用をしていきたいと思いますというので、その一区域になるとは思うんですが、そこが馬場としてやっていきたいと思いますというふうに変っただけの話です。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうしますと、本市のスポーツ振興の施策そのものに、拠点化をすることによってスポーツが振興するというふうなことでそういう方針を立てたんだろうと思うんですが、今回のサッカー場に馬場を併設したことによって、そのサッカーのスポーツ振興、もしくはそのほかの施設もそうなんですが、そのスポーツ振興自体に支障が生じるというふうなお話し合いとか、そういう意見とかは今までなかったでしょうか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 申しわけございません。私のほうから逆に質問するような形になっちゃって申しわけないんですが、今の質問とは、サッカー協会とかそういうところにお話をしたかというふうな捉え方でよろしいでしょうか。

相馬委員 はい。それでも結構です。そういう全体のスポーツ振興策に、何というんですかね、の

とってこういう計画を練ったときに、それがスポーツ振興策に逆に、何というんですかね、支障が出るとかというふうなことはお考えにならなかったものか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 今回の馬場のほうですが、当然、青木サッカー場という敷地の中にあるものですから、サッカー競技のほうに迷惑がかからないような対策は講じていきたい、このように考えております。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 この整備事業の推進に当たって、今後のスケジュールまたは進め方なかが、ある程度大ざっぱでもわかるようであれば教えてほしいんですけれども。

あと、ごめんなさい。ただ、予算の使い方は山本議員に説明したときはあったんで大丈夫なんですけれども、この予算でかわる計画の範囲の説明をお願いいたします。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 馬場整備事業でよろしいんですか。

齊藤委員 はい。

田代スポーツ振興課長 まずは、現在ある馬場の建物等を改修するために、その工事に関する測量設計業務委託というものを発注をしていきまして、それが上がってきた段階で設計を組んで改修をしていくということになりますけれども、馬場整備工事のほうにつきましては、本年度の8月22、23ですね。青木サッカー場におきまして国体の関東ブロック大会、女子のサッカー競技が行われます。そのために、実際の馬場の整備工事につきましては、その国体の関東ブロック大会終了後に工事着手を考えております。

以上です。

齊藤委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 すみません。もう馬場の話ではないんですが、先ほど条例改正で青木サッカー場のグラウンドの呼び名といいますか、A、B、C、Dに変わるといふうなことで条例改正があったと思うんですが、それに伴ってグラウンドにA、B、C、Dとかって表示をするための予算というのは、青木サッカー場整備事業の中でとっていらっしゃるのでしょうか。フェンスとか駐車場、倉庫、車庫はわかったんですが。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 26年度予算の中では、コートのところはA、Bの表示ですよ。それに付いている予算はとっておりません。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 外部から来た方に説明するときに、その表示がされていないと、どこ行っているかわからないということにはならないような、わかるような案内になるのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 敷地内に、何というんですかね、案内看板とかそういうものは設置をしていきますので、そういう中での表示。

あるいはパンフレット等々、そういうものにはA、B、Cというふうに。当然のことながらA、B、Cだけではなくて、Aの球場については人工芝、Bについては天然芝、Cについては人工芝、あとは夜間照明つきとかというような表示はして、利用者にはわかりやすくしていきたいと考えております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 三島のグラウンドに4面の球場があっ

て、あそこにA、B、C、Dって看板立ってあるんですが、あれでも小さくて、行った人はどこがAでどこがBかわからないというようなよく話を聞くんですが、特に一昨年ですかね。中学校のソフトボールの全中大会があったときに、グラウンドは行ってみたけれども、どこがAでどこがBかわからないという話はよくあったかと思うんですが、そういう声があったにもかかわらず、しかも今度、名称を変更するわけですから、それについて実際の場所に、そのグラウンドの名称というかA、B、C、Dという看板が実際の場所に、その1カ所に書いてあっても全体的なイメージがわからないと、そこにボンとすぐ行けなかつたりなんかするので、そういう考え方でずっと来られているようなんですが、もうちょっと使用する人にわかりやすく全ての表示がされるというような、今までそういう意見を吸い上げてそういう議論をするとかということはなされたんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 確かに委員おっしゃるとおりで、内部のほうでもちょくちょくそういうお話も出るんですが、来年度予算計上のほうは漏れてしまったということになりますので、その辺はまた検討して予算化に向けて進めていきたいと思っております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 次、別のところなんですけれども、150ページの南公園管理運営事業で、関谷南公園野球場の防球ネット設置とありますが、これは工事請負費になっていると思うんですが、そうすると球場の周りに防球ネットを回すということによっていいんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 これにつきましては、1塁側になるんですが、1塁側の観客席のほうにフ

ァウルボールが入ってしまうということなので、その1塁側部分32mほどになるんですが、その部分に防球ネットを設置するという工事でございます。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 この防球ネットの高さは何mで計画されていますか。

鈴木委員長 課長。

田代スポーツ振興課長 3mです。というのは、すみません、言葉足らずです。関谷運動公園、御存じだと思うんですが、グラウンド面からですとのり面の部分がこう、擁壁が当たっているところですが、その擁壁の上からやりますんで、その部分からですとネットの高さは3m、下からですともっと高くなるということになります。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 これは硬式ボールのファウルボールが出ていかない、このネットを設定することによってファウルボールはもう出ていかないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

鈴木委員長 課長

田代スポーツ振興課長 高さ具合によってしまいかなどは思いますが、危険な角度では観客席のほうには入っていないんじゃないかなとは考えております。

相馬委員 わかりました。

鈴木委員長 ほかにございますか。ありませんか。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

高久委員。

高久委員 ずっとお話を聞いて、12月も聞いて、

この馬場の問題で、やっぱりこれは性急に盛り過ぎたということで、市民がどのくらい利用するのか、小学生、障害者がどのくらい利用するのかという、非常に低いと言わざるを得ないと思えますけれども。スポーツ少年団の加盟人数とか近隣の馬場というか、馬が乗れますよという施設を見ても、そんなにはないということ、近隣のそういう場所を、市役所が民間となんかこう競争するような形で税金でやっていいのかという問題もあります。

やっぱりこれは、需要は非常に低いと見ざるを得ないと私は思って、この計画には、特にその馬場の開発という、馬場場の整備ということに関して、これはとても賛成できないということで、この計画を反対していきたい、そういうことです。鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

金子委員。

金子委員 私は賛成の立場で討論しますけれども、26年度市政運営方針ということで、その中で市長の市政方針は市民の気軽な乗馬体験と青少年の健全育成、ホースセラピーの体験など、市のブランドイメージを高めることにより定住促進につながる馬場の整備を推進してまいりますというふうにあったわけですね。

それで実は、私個人的には、実は競走馬のほうですけれども20年ほど馬の牧場をやってきた関係で、あそこに素晴らしい馬場があるということで、前々から何とかあれを生かせないかということをお話してきたんですけれども、それが生きてくるということで、ただし、それは生きてくるけれども、本当に馬場がちゃんと市民に利用され、そして生かされていくかということは、これは競走馬の世界と、それから乗馬の世界とは全く違うので、非常に不安を持っていました。

それで早速、我々五峰クラブ、みんなで調査し

ようじゃないかと、ゼロから調査しようということで実はあちこち調べて、3カ所の馬場を調査に行ってきました。先ほど出た御殿場の馬術スポーツセンター、これはすごい設備で、それこそアジア大会でもできる、もう全部整った大きな施設でした。それは乗馬というそういう競技をする完全な施設ですから立派なものでしたけれども、それと、あと東京の碑文谷のこども動物広場というところへ、それから横浜市の馬術協会と、この3カ所へ行ってきたわけですが、碑文谷のこども動物広場では動物との触れ合い体験教育とか、子どもたちがたくさん集まってきて、そしてびしっとした教育ということで馬小屋の清掃から始まって水の取りかえ、餌やり、それからぼろ出し。ぼろ出しというのは馬のふんのことなんですけれども、ぼろ出し。それから馬の引き出し。引いて出す、引き出しから、上級生では毛並みをそろえたり、そういうところまで全部やらせるということで、そしてしかも、それから今度は乗馬訓練を学んでいく。馬との対話、触れ合い、そして馬の世話。そういうものを全部やらせるというやり方でやっていたね。

しかも、幼稚園、保育園、小学校、特別支援学校とか、そういうところぐるみで、そういうところへ馬を今度は車で運んで、そしてそこで触れ合いをするという出張というか出前講座みたいな、そういうこともどんどんやるということでやっていましたね。びっくりしました。

そして、あとは高齢者の介護予防とか、それから不登校、ひきこもりの元気回復のためにとか、それから子どものしつけとか、大人のスポーツにももちろんあれですけれども、しかも国際交流という点ではモンゴルとか、それからヨーロッパの馬術、そういうのとも交流をしているということで、非常に幅広くやっていました。

そして、あとはボランティアの指導者養成というところにも力を入れて、そういうことをやっていました。

そして、ライディング・フォー・オールという言葉、全ての人に対してということで旗印にね。年齢とか性別とか障害の有無にかかわらず、誰もが馬と自然に親しむ。そして、この幸せを実感できるような新しい文化を創造するということで、馬とともにあらゆる人たちの幸せを追求していくんだということでやっていました。

子どもたちにとっては大人になってからの人間性に大きくそれが影響していく。社会性、それからやる気、思いやり、たくましさ、生きる力などさまざまな成長をもたらすということを確認するということで、行ってきました。

また、青少年指導者の育成では、明るく、そしてタフで、そして骨惜しみをしないという言葉を含い言葉に、カウンセラー魂を養っていくんだと。そして青少年の指導者育成をしていく。どんな苦しいときであっても、そこにいることで周りのみんなを元気づけ、奮い立たせるほどの明るさを持つんだと。どんなに疲れ果てていても、子どもたちのために仲間のために、他人のためにやらなければならないことがあれば、真っ先に体を動かすんだと、そしてやり遂げるんだということ、そういうタフさを見につけるということで非常に張り切ってみんなやっているようでした。

ただ、これはただ乗馬をやるということだと非常に利用者少ないと思うんですね。そういうことだけでなく、ノウハウのある指定管理者をいかにここで指名していくかということによって大きく違ってくると思うんですけども、これを本気になってやることで、本当に一大革命になると思われました。

単なるスポーツとしてだけではなくて、教育の

面でも、それから福祉の面でも一大セッションを巻き起こすことができるという確信を得てきました。

定住促進にも寄与すると思われるので、これについては大賛成ということで賛成討論としたいと思います。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので討論を終了いたします。

挙手により採決いたします。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

（その他の質疑）

それでは、以上をもちましてスポーツ振興課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部交代のため暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。15分から始まります。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時13分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、学校教育課所管の常任委員会審査を行います。

学校教育課の皆様申し上げます。議案等の内容説明につきましては、簡潔明瞭をお願い申し上げます。

それでは、議案第18号 那須塩原市立小中学校教科用図書選定委員会条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊池参事兼学校教育課長（議案第18号 那須塩原市立小中学校教科用図書選定委員会条例の制定についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高久委員。

高久委員 教科用の図書選定ってあるのはですか。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 特別支援学級については毎年やっております。小学校につきましては2年後、中学校はその次の年になります。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第18号 那須塩原市立小中学校教科用図書選定委員会条例の制定についてを原案のとおり可

決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第18号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第30号 那須塩原市就学指導委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊池参事兼学校教育課長（議案第30号 那須塩原市就学指導委員会条例の一部改正についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第30号 那須塩原市就学指導委員会条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第30号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算等審査特別委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

次に、議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊池参事兼学校教育課長（議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予算についての説明）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

相馬委員 すみません。125ページ、外国語教育推進事業、601事業で、全協のときに英語教育推進事業についてという、こういうのをいただいていると思うんですが、ここに目標が、中学3年生の英検3級合格率目標50%というふうにあって、これが目標でこういう事業展開するということだと思うんですが、現在のその中学3年生の合格率というのはどの程度なんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 実際のところ、その3級というのは、中学3年生、つまり卒業程度の実力なんです。ただ、現在その3級程度で合格している本市の生徒につきましては、具体的には何%というのは出ていない、人数はまだ把握しておりません。ただ、3級、4級、4級以上というのは、今年度認定試験というものをやっておるものですから、これについては37%、ですから4級以上は現在37%となっております。

以上、そういう現状です。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 3年生全員の50%が目標なのか、それとも、受検した人の50%が目標なのか伺います。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 3年生生徒の全員の50%と考えております。

鈴木委員長 ほか質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 それじゃ、まず125ページからなんです。今の外国語指導助手派遣の話なんです。各学校に1名、最低1名、大きいところは2名というような説明をいただいているんですが、これはやはり、国からの方針もだと思んですが、通常だとやはり、日本語を使わないで教えますよみたいな、そういった授業方針、確認なんですけれども、そういった教え方でいいんですよね。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 現在、今委員がおっしゃったように、高校は全て英語で授業をやっております。ただ、中学校におきましては、そこまでは今現在進んでおりません。ただ、目標としては、文部科学省のほうではそこまで要求をするのはまだ先の話なので、現在の本市の中学校の英語においては、英語を使ってとにかく授業を進めてくださいという、しか言っておりません。ですから、日本語ももちろん入ります。ですから、英語を中心に、ALTも含めて、日本語の教員も英語をできるだけ使って授業を進めてほしいということで指導をしています。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 基本的には、時代も大分変わっていると思うんですが、僕らもニューホライズンとかで、一番最初が「This is a pen」だったでしょう。今まで人生で海外旅行とか行って

「This is a pen」なんか使ったことないんだよね。「Good morning」とかだったらわかるんですけども、今は、よりその実践的、日常的、そういったやはり、僕らのころだったらグラマーだから英文法に英作文、コンポジションにリーダーみたいな感じだったですけども、今、現状はよりその生きた教材みたいなのが入るので、全然昔とはもう、英語のかかわり方ももう全然、指導も違うという発想でいいんですよね。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 おっしゃるとおりです。具体的には、今現在どの教科も評価目標、つまりここまで基準がありまして、その基準達成するためにいろいろな指導法があるんですね。英語は、さらに今度はCan-doリストというのを、今文部科学省のほうでつくろうとしていまして、現在、本市の塩原小中においては一貫校で、もうそれを今つくっているところなんです、まさしく。それができ上がって、その、こういう表現ができますよ。こういう受け答えができますよ。そういうものを各学年段階できちんと明確にして、会話としてきちんと子どもたち同士、話し合うことができる、それから英語の先生と話ができる。そういうふうな評価基準になっていますので、非常に昔の講義式の授業では全くないというのが現状だと思います。

櫻田委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それでは、続きまして、教育相談費なんです、現在の予算組む前に当たっているこの教育相談員の人数について伺います。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 心の教室相談員が、小学校が10名、それから中学校が5名です。これを、

次年度、26年度は小学校が11名、1名増、それから、中学校が2名増の7と考えております。

櫻田委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 続きまして、129ページなんです、これは小学校と中学校もそうなんです、601事業の、この小学校の小規模特認校支援事業の小学校と中学校の場所はどこなのかっていうのをちょっと教えていただければと思うんですが。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 まず、黒磯のほうからいいますと、波立、高林、それとあと青木ですね、ごめんなさい。それと、あと西那須野のほうに行きまして、大貫、それから関谷、横林、それから塩原。あと塩原中学入ります。

以上です。

櫻田委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 質疑でも出たんですが、123ページ、学校事務費、201事業、いじめ対策コンソーシアムの、私、一度見させていただいたんですが、いま一つ、何でいじめが、いじめに有効なのかというのがつかみ切れないんですが、生徒同士のコミュニケーションをよくすればそういうことは起きないんだよってということぐらいしかつかめないんですが、現時点ではということで説明が質疑の中でありましたけれども、所期の目的は達成したというような話であったんですが、いま少し、こう先の展望も聞かせていただくとありがたいんですが。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 今委員おっしゃったとおり、子どもたちのそのコミュニケーション、つまり論理的な思考をもとにして、子どもたちが相

手と話す、相手の話を聞くということをまず大前提にやるのが、結局自分の意見が相手に言えなかったり、相手の意見をきちんと聞けなかったり、そうするとやはり相互理解が高まっていけない。そういう意味で、今回のその3人の先生方のプログラムあります。まず最初の方はその論理的な思考をきちんとと言えるような形でやる先生でした。2つ目のプログラムについては、今度は交渉学といって、一対一で相手に対して自分の気持ちを伝えながら、それを理解して、さらに自分の意見に持ってくる、そういうふうな交渉をするための技術をつけよう。最後の人は、社会心理学、つまり自分がどういう立場に置かれているのかということで、自分の立場を理解した上で、みんな、みんなの中で発表していこうという、そういう3つのプログラムあったんですね。

正直なところ、発達の段階に応じて考えますと、小学生の6年生と中学の2年生の、やはりその理解の差が大きくなったものですから、実は今週火曜日に会議がありまして、その検証を最終的にしました。そして、今回このプログラムの検証をして、次年度に向けて、まずそのプログラムを、この3つのプログラムを一緒にやるのではなくて別々にやることも必要だろうと。つまり、小学生対象のものは、じゃこの先生にお願いしよう。あるいは、このプログラムは中学校の先生にお願いしようとか、そういうことを今検討し始まったところなんです。具体的に来年度は、予算の中で出ているのは、この講師の派遣費を考えております。

以上です。

高久委員 私、何となく聞いていて、何かアメリカ型のやり方かなというような捉え方したんですね、果たして合うのかなという。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 合う合わないというこ

とではなくて、結局、日本人の論理的な考え、つまり論理的思考っていうのは、皆さんも御存じのとおり、やはりいろいろ理由を言って最後に結論を言うんですね。これが日本人が得意とする論理的な思考。ところが、別にアメリカ人じゃなくて、西洋、つまり国際的に通用する、通用するというか、国際的に使われている論理過程というのは、まず結論を言う、イエス、ノーを言って、その後理由を言うていく。こういう人たちを育てていこう。今まで持っていた日本人のそういう思考過程は伸ばしていくんですけども、自分たちが不得意とする、その国際的に通用するその論理過程を伸ばしていこうというのが、今の国の方針なんです。それに基づいてやっているのが、このいじめ対策コンソーシアムもその論理的思考を高めていこうということなんですね。ですから、日本人が不得意なところを伸ばしていくという考え方で始まっているのが現在のコミュニケーション能力の育成。

以上です。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 昨年、高林小中学校でこのいじめ対策コンソーシアムを試行的にということなんでしょうか、行われたと思うんですが、来年度、これで何力所ぐらい、どこでやるか伺いたいと思うんですけども。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 まず、どこでやるかというのは、先々週、全小中学校の代表1名、先生を呼びまして、今回のプログラムの方は代表者を呼んで、説明会、つまりこういうプログラムでやってきまして、こういう効果がありましたということをお知らせしました。そして、その中で、次年度は希望制ですっていうことを言いました。そうしたら、もう既に中学校で1校、それが

ら小学校で1校希望しております。ですから、この予算は大体3人の先生全部呼ぶと、1回というか、3人全員呼ぶと大体14、5万かかってしまうんですね。ですので、さっき言ったように、3人全員呼ばなくても1人でもいいので、予算的にはその全員呼んだ場合で大体5回から6回分になっております。

以上です。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 今の高久委員の話なんですけれども、この、こちら行政側で考えるそのいじめの定義、ちょっと聞かせてもらいたいですけれども。ずれていますが、大丈夫ですか。ちょっと、もし教えていただければと思うんですけれども、だめであれば。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 すみません。私もそら言えないですよ。定義は確かにあります。文部科学省で言っている定義っていうのがあるんですね。その定義は変わりません。これはどこでも。

齊藤委員 大丈夫ですか。すみません。ちょっと念を押したかった。ごめんなさい。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 じゃ、違う質問に行きます。

128ページの反転事業ありますよね。こちらのほうが道具を賃貸して、子どもたちに家庭へ持ち帰ってやってもらうということで、これの使用料等々の中に、子どもたちが電子機器を使うということで、夜お勉強しなきゃいけない。そうすると目が悪くなる可能性があるんですけれども、保護フィルム等々の備品等々も考えた予算なんですか。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 表面を保護するそのフィルムはあります。ただ、その視力を、そちらの

ほうについては考えておりません。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 学校からやってくれているような事業で推進していくわけですから、目が悪くなったり言われないような対策も考えていったほうがよろしいと思うんですが、そういった面はどうでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 ご意見としてよく考えて、それができるかどうかちょっと、今現在ではちょっとお答えできないんですけれども。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 124ページの学校指導事務費、301事業で、新規報償費にふるさとラーニング講師謝礼等ということで436万2,000円ということになっているんですが、すみません、この名称だとちょっと中身がよくわからないものですから、そのふるさとラーニングというのは一体何か、ちょっとご説明いただけますか。スピードラーニングだとわかるんですけれども。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 実は、このバッチ、教育長が声を上げて、本市の子どもたちの人づくり教育の中のスローガンになっております、「楽しさいっぱい、夢いっぱい、ふるさと大好き那須塩原っ子」という一つのスローガンなんです。その最後の「ふるさと大好き那須塩原っ子」を、自分たちの学校の中で自慢できることがあるだろうと。それが、例えば地域のことでもいいし、それから学校のことでもいいし、そういうものを子どもたちが体験できたり、あるいは学習できたりするための講師をお願いするためのお金です。

以上です。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 その講師というのは、そうするとどう

という方が講師なんですか。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 さまざまなことがある。地域のおじさんとかおばさんでも構いませんし、それから歴史を知っているそういう講師を選んで構いませんし、それはもう各学校独自で考えてもらってもいいです。

以上です。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 今のあれで、これ予算は436万円ですか。これをどんなふうに使われるのか。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 新規に入っているふるさとラーニングのためは、謝礼が5,000円なので、1校5,000円なので、ここの金額にすれば16万5,000円しかありません。そのほかに、例えば学習指導主任研修会とか、さまざまな研修会があるので、その研修会の講師の謝礼になっております。もし、具体的に言いますと、教育課題研修講師とか学習指導主任研修会、小中英語教育研修会、図書支援研修会とか、さまざまな研修会、いろいろあるものですから、その中の一つという形です。金子委員 わかりました。これだとまるで436万使いそうな感じで。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 それで、次のページの外国語教育推進事業の中で、外国語指導助手2名プラスっていうのは、もう4月、新規から始まるのですか。そして、多分小学校は後期からって聞いていますけれども。それと、外国語指導助手アパート、これについては、各学校のそばのアパートを大体決めていくのかということ、ちょっとお聞きします。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 まず、報償費のほうの外国語指導助手、現在10名を大規模校に2名増員

するんですけども、それにつきましては、4月当初から勤務をしてもらっています。これは市の直接雇用になります。

委託料のところの外国語指導助手派遣につきましては、これについては、委員がご指摘のとおり、一応7月からの、一応採用になっております。

あと、アパートにつきましては、これは基本的には本人たちが希望するところですので、学校の近くということではありません。

以上です。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 それと、131ページの上段の中学校教材整備事業の中で、プラスバンド楽器55万という。それで、こういうものが各学校でどのような状況になっているか、簡単でいいですけども。結局、個人で持っているのと、それから、これは学校で準備するものと、そういうものがあるんでしょうけれども、どのような状況になっているか、簡単をお願いします。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 中学校におきましては、ある程度市の予算として計上して整備をしております。ただ、やはり個人で持ってきて実際に使う生徒もおりますので、その具体的なその数字、どの程度が個人持ちだというのはちょっと把握はしておりません。

以上です。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 ということは、個人で、例えばトランペット習いたいということでトランペット、そういうクラブに入れば、その学校の楽器を使えるというふうな状況でいいんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 基本的には、学校から個人が持ち出すことはまず考えられないと思うん

ですけれども。例えば大会に行く場合には持って  
いっていいと思いますけれども、そういう状況に  
はないと考えています。

金子委員 大体個人持ちという感じ、レッスンす  
ると考えて。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 そういうレッスンを受  
ける場合について、こちらは個人的なものだと思  
うので、やはり学校のものを使うということはち  
ょっと不適切だと思うんです。ただ、学校によっ  
ては、指導者を、やはりその学校に来てもらいま  
して指導を受けているという学校ももちろんあり  
ます。

以上です。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 もう一つ。

その一番下の中学生海外派遣研修事業の中で、  
ことしはオーストリアリンツからこちらへ子ども  
たちが来るということなんです。その受け入れ  
のほうの予算というのはこれ、あるんですか。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 毎年、今年度も、向こ  
うから8名来ました。こちらから36名行きました。  
次年度も同じように受け入れの、今現在8名予定  
入っているんですけれども、これはそういう可能  
性もあるんですけれども、これについても予算全  
て入っております。

金子委員 どのくらい入っているんでしょう。

菊池参事兼学校教育課長 28名分ですよ、28名  
分。

金子委員 金額では。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 受け入れ、ホームステ  
イを受け入れる事業につきましては、148万6,825  
円を計上しております。

金子委員 はい、わかりました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

質疑ありませんか。

相馬委員。

相馬委員 一つだけよろしいですか。

すみません、131ページの中学校研究活動事業、  
701事業で、小中一貫教育課程アドバイザー謝礼  
200万円で、報償金というふうになりますが、こ  
れ、どういう方で何名ぐらいのアドバイザーが予  
定されているんでしょう。

鈴木委員長 課長。

菊池参事兼学校教育課長 これにつきましては、  
本市全て、10中学校区あるんですけれども、それ  
ぞれ各学校に20万円ずつ、一応予算はしておりま  
す。ただ、予算の上限はそうなんですけれども、各学  
校で特色ある教育をやっているものですから、そ  
の講師の、例えば1人とか、あるいは2人とか3  
人というのはその学校区によって違っております  
ので、具体的に何名とは今のところ把握しており  
ません。

以上です。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、  
質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がありませんので、討論を終了  
いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成26年度那須塩原市一般会計予  
算を原案のとおり可決すべきものとするにこ

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第9号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

(その他の質疑)

それでは、以上をもちまして、学校教育課の審査を終了いたします。お疲れ様でした。

教育部の今定例会における常任委員会、予算審査特別委員会は終了となりますけれども、教育部全体として何か、部長、ありますか。

山崎教育部長 ございません。

鈴木委員長 大変にお疲れ様でした。

それでは、以上で終了いたします。

暫時休憩して、3時5分から始めます。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

鈴木委員長 それではただいまから本委員会に付託されました請願及び陳情の審査を行います。

請願第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 まず初めに、請願第1号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

この請願については、松田議員が紹介議員となっておりますので、松田議員から請願内容についての説明をいただきます。

松田議員、よろしく願いいたします。

松田議員 当委員会で審議していただくことにな

りまして、ありがとうございます。

実際、この請願に関しまして、那須塩原の三島にお住まいであります子鳩の会代表の薄井順子様より請願ということで依頼を受けました。

趣旨としては、皆様にお配りさせていただいております青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する請願という形になります。

趣旨については、読んでいただければ内容等はわかると思いますけれども、その辺、委員長、割愛させていただいてもよろしいでしょうか。

鈴木委員長 若干わかっている範囲で説明いただくと助かります。

松田議員 ずっと国会のほうで、国のほうでこの法案について吟味させていただいているということであり、今国会中、多分秋の今国会中には政府・与党案として出るとは思いますけれども、まだいけません、法案のほうが遅いということで、子鳩の会のほうから国へ請願を出していただきたいということでございます。

特に最近、相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年のいろいろな事件が頻発しております。それをいろいろ倫理、または道德というところから見ますと、雑誌またビデオ、コミックを初めとする性産業の問題、またテレビ等々の問題、実際、今ではインターネット、また携帯電話等でいろいろな情報が見られるところがあります。

そのところを我々、大人として青少年を見守り、支援していくというところに、この青少年健全育成法というところをもって網羅をしていただきたいというところでございます。

特に、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値というものを、この青少年健全育成基本法の制定を早く制定していただけるということが我々請願者の願いでございます。

貴議会におかれましては、国会、政府に青少年健全育成基本法の制定を求める意見書を提出して下さるよう請願をお願いを申し上げまして、簡単でございますが、趣旨と簡単な理由とさせていただきます。

よろしくご審議の上、よろしく願います。

鈴木委員長 ありがとうございます。

それではただいまの説明に対して、何か質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 ちょっと確認なんです、国のほうも東京都のほうも2回ほど青少年育成条例を出しているけれども、両方とも審議未了とか、そういう形で結局は変わらない、繰り返し。3回も4回も出しているけれども、結果的にはいろいろなところから批判があって、結果的には成立しないという状況の判断でいいでしょうか。

鈴木委員長 松田議員。

松田議員 東京都の問題、あと全国的にそういうところもあるかと思うんですけども、私自身、国会議員でもなく、地方議会議員としてこの請願をいただいたということなので、国の動向は見なきゃいけないかとは思いますが、実際政府・与党として、今期には上げたいと。それが成立するかしないかはわからないというところがございますけれども、今国会中には出していきたいというところは聞いております。

それが通るか通らないかというのは、まだ審議をしているところだと思いますが、その先でこのような請願を出させていただきたいと思っております。

以上でございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

質疑ありませんか。

副委員長。

大野副委員長 子鳩の会として、それは那須塩原市だけに出しているのか、それとも県とかほかの市町村にも出しているのかというのがわかれば、お願いします。

鈴木委員長 松田議員。

松田議員 那須塩原市だけでございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

それでは質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

松田議員、大変ありがとうございました。退席して結構でございます。

〔紹介議員退席〕

鈴木委員長 それでは、本請願について審議いたしますので、委員の皆さんのご意見を願います。

暫時休憩して、議員間討議いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時30分

鈴木委員長 休憩前に戻りまして、審議を再開いたします。

では、まず討論を許します。討論あれば。

高久委員。

高久委員 やらせてもらいます。

こうした青少年行政においては、何よりも社会的合意と自主的努力が尊重されるべきです。

今出された青少年育成条例は青少年の性的自己決定能力や情報リテラシー、情報を活用する能力を身につけることができるよう、私たち大人は英知と努力を幅広く結集して、その適正策を市民に伝えられるようにすべきだと思います。

そういう中で、こういう条例をつくるのではなくて、市民のルールと青少年の自己決定権においてこそ、こういう判断はされていくべきという考え方から、この請願には反対します。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

齋藤委員。

齋藤委員 今回の請願に来た理由というものが、我々大人が子どもたちにしっかり示すべきものを含めるための法案、子どもたちを主に考えているようでありながら、私たち大人がしっかりこういった条例をつくっていくことによって、子どもたちに何を教えていくかということをしかりとわきまえてやっていくべきだと思います。

子どもたちは、こういった情報を多種多様に入れていくことによって、自分たちでわからないところまで、自分たちでわかったつもりで解釈して行動を起こします。私たち大人が、こういった規制をあることをしっかりと受けとめて、何がよくて何が悪いかを教えていくために、それを補助するための法は必要だと思いますので、この請願に関しては賛成いたします。

鈴木委員長 それでは、討論、ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、ご異議がございませんので、挙手により採決をいたします。

請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を採択とすべきものにすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数と認めます。

よって、請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願は採択とすべきものと決しました。

陳情第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

鈴木委員長 次に、陳情第1号 「『子宮頸がん検診対策の充実』を促進し、HPV予防ワクチン接種事業の一時中止を求める意見書」提出に関する陳情を議題といたします。

事務局より概要を説明、よろしくお願ひいたします。

事務局。

石塚議事課長補佐兼議事調査係長 陳情第1号について、簡単に概要説明をさせていただきます。

この陳情につきましては、提出者が栃木市富士見町7-13、板子泉さんという方です。元栃木市の市議会議員の方だそうです。

内容等については、既にお目通しいただいているかと思うんですけれども、要するに子宮頸がんのワクチンの接種によって、さまざまな副反応とかが懸念されると。できれば、今現在、国等においては定期接種ということにはなっておりますが、その中で接種の判断というのは、御存じのように任意で判断するということになっております。そういったことも含めて、副反応という部分を含めた上で、接種そのものを中止していただきたいと。それを国でもう一度考えてもらうための意見書を出してほしいという中身の陳情でございます。

この中には、検診で見つけるために検診を、要するにもっと重要視してほしいというような内容も入っております。

今回、この陳情につきましては、さきの12月、11月中なんですけれども、県内全市町に提出をこの方はされております。何でうちのほうに今なのかといいますと、12月議会にかかる提出期限を超えた日に持ってきたものですから、12月議会では

かかりませんということで、3月議会にかけますということで納得いただいたものでございます。

ほかの市町では12月でおおむね審議をしておりますので、その審議の結果について若干調べたものがございますので、参考的にお配りをしたいと思います。

これをごらんいただきました結果、市の関係だけなんですけれども、12月の時点では継続審査というものが比較的多かったように感じます。それぞれの主な理由、これが全てではございませんが、このような理由として書かれているところはこのような理由として載っていたなというところが、それぞれの理由が下に書いてございます。この辺を踏まえていただければありがたく思います。

簡単ですが、私のほうから以上です。

鈴木委員長 事務局から説明がありました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時42分

鈴木委員長 休憩前に戻しまして、討論を許します。

意見ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 先日、福祉の委員会が終わった後に、途中だったですか、健康増進課の課長を踏まえて、子宮頸がんワクチンの説明を受けました。

そこで今、齋藤委員のほうから言われたように、私の子どもは一応受けました。子宮頸がんワクチンは、その接種をすることによって予防できる一番、そのがんにとっては効果的だという説明もいただいて、そういった意味の納得をした上で1回1万5,000円の3回ですね。4万5,000円が無償に

なるというような形で、その当時も、恐らく積極的に受けるようなことを言われていました。

受けて、たまたまうちの娘はそうやって副反応が出ていませんのであれなんです、ここにも書いてあるんですが、副反応の説明もその後だったですね、いろいろ出てきたのが、歩けなくなっちゃうとか、痛いとかどうのこうのというのが出てきたんですけれども、現状、部長から説明があったように納得して受ける任意の接種であるということと、あとはやっぱり子宮頸がんの予防の機会を、これを採択するとなくすようになってっちゃうということを考えると、やはりこの陳情に関しては不採択ということでお願いしたいなと思うんですが。

鈴木委員長 わかりました。

ほかにありますか。

高久委員。

高久委員 私も、那須塩原市議会でこれを一生懸命進めた議員です。私と平山啓子さんが恐らく共闘して進めてきたんだと思いますけれども、やっぱりこのワクチンを使って助かる部分と、副作用が出る部分との確率の問題があると思うんですが、医学的には高率のかなりしっかりしたものというふうに私は認識しています。

先ほど出たように、任意ですから断ることはできると。市のほうは接種すれば補助しますよということ。

私はワクチンを4年ほどやりました、人体のほうと動物のほうと実験と試験とやってきて、やっぱり助かるという確率をどのぐらい生かすのかというのだと思いますね。でも、義務だよと、何が何でもしなかったらだめよというんじゃないくて任意であるということであれば、やっぱり確率的には助かる方が圧倒的に多いということで、私はこういうのは大いに使うべきと思っています。

中止しちゃうというやり方は、どうしてもやりたくない人は任意で避けていただくと。新聞、テレビでもこれ、かなり報道されていますよね。だから恐らく娘さんを持っているお父さん、お母さんもそういうところはしっかりと注意して見ていると思うのですが、そういう任意に頼ったほうがいいのではないかと考えています。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

それでは討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

陳情第1号 「『子宮頸がん検診対策の充実』を促進し、HPV予防ワクチン接種事業の一時中止を求める意見書」提出に関する陳情を不採択すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「どっちなんだよ、今、採択と言ったの」「基本的には採択から諮って」と言う人あり〕

鈴木委員長 じゃ、もとに戻します。

陳情第1号 「『子宮頸がん検診対策の充実』を促進し、HPV予防ワクチン接種事業の一時中止を求める意見書」提出に関する陳情を採択すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

鈴木委員長 ご異議がございますので、挙手により採決いたします。

陳情第1号 「『子宮頸がん検診対策の充実』を促進し、HPV予防ワクチン接種事業の一時中止を求める意見書」提出に関する陳情を採択、不採択……

暫時休憩。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時53分

鈴木委員長 休憩前に戻ります。

陳情第1号 「『子宮頸がん検診対策の充実』を促進し、HPV予防ワクチン接種事業の一時中止を求める意見書」提出に関する陳情を採択すべきものとするにご賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第1号 「『子宮頸がん検診対策の充実』を促進し、HPV予防ワクチン接種事業の一時中止を求める意見書」提出に関する陳情は不採択とすべきものと決しました。

ただいまの陳情の審査において採択すべきものとなりましたので、国等に対して意見書を提出したいと考えております。陳情に添付されていた意見書案を参考に、意見書を作成し、18日の議員全員協議会で説明し、20日の最終日に議案として提出したいと思います。

意見書案については正副委員長において作成した上で全協に諮ることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

以上で、福祉教育常任委員会の審査事項は全て終了いたしました。

委員の皆様から出された意見書につきましては、審査報告書として議長に提出するとともに、予算審査特別委員会、全体会及び議会最終日に報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

その他

鈴木委員長 次に、4のその他に移ります。委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

散会の宣告

鈴木委員長 ほかになければ、これもちまして  
散会といたします。

大変にご苦労さまでした。

散会 午後 4時05分